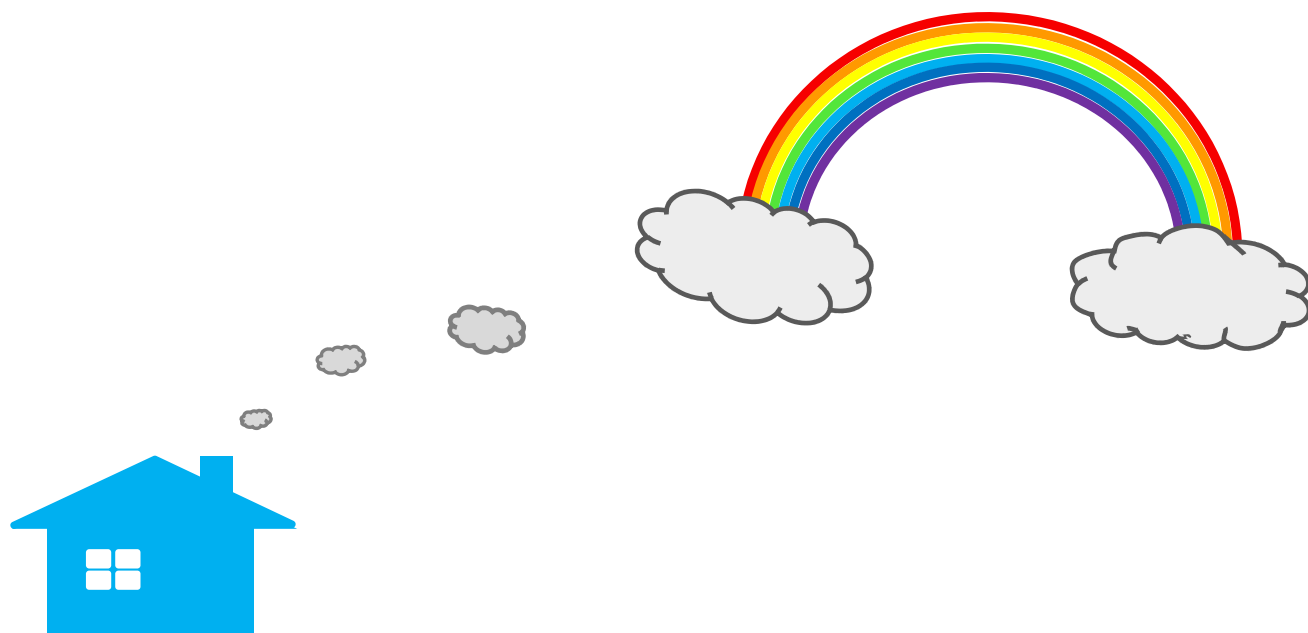




第2期 玉名市子ども・子育て支援事業計画

【令和2年度～6年度】

令和2年3月
玉 名 市

は じ め に



玉名市では、市町合併直後の平成 18 年に生まれた子どもの数は 573 人であり、その後、ゆるやかに減少しながら推移してきたものの、平成 29 年以降は 500 人を下回っており少子化傾向が顕著になっています。そのことは国においても同様であり、令和元年の国内における出生数が明治 32 年に統計を取り始めて以来初めて 90 万人を割り込み、少子化は、人口減少や高齢化と相まって大きな社会問題となっています。

さて、本市では、子ども・子育て支援法に基づき平成 27 年に始まった子ども・子育て支援新制度のもとで、令和元年度まで 5 年間の第 1 期計画を策定し、保育所等の利用定員増や母子保健型の利用者支援事業である子育て世代包括支援センターの開設、子ども医療費の現物給付、不妊治療費の助成新設など子育て支援施策の充実を図ってまいりました。一方、多様な子育て支援ニーズに対応して、保育所の待機児童対策や男性の育児参加、要保護児童など子どもや子育てをめぐる多くの課題を抱えています。

第 2 期となる本計画では、前計画の基本理念やそこに位置付けられた事業を継承するとともに社会の変化を踏まえた形で、「すべての子どもたちの笑顔を求めて～安心して子育てできるまちに～」を基本理念に、本市で健やかに育つ子どもたちの笑顔を見ながら、安心して子育てができる環境整備を図り、幅広く施策を推進してまいります。

この計画の策定にあたり、ご尽力いただきました玉名市子ども・子育て会議の委員の皆様をはじめ、ニーズ調査やパブリック・コメントにおいて貴重なご意見をお寄せいただきました市民の皆様にご心から感謝申し上げます。

今後とも、本計画の推進にあたり市民の皆様や関係機関・団体の皆様のご支援とご協力をよろしくお願い申し上げます。

令和 2 年 3 月

玉名市長 蔵原 隆浩

目 次

第1章 計画策定にあたって.....	1
1. 計画策定の背景と目的.....	1
2. 計画の性格と位置づけ.....	2
3. 計画の期間.....	3
4. 計画の策定体制	3
5. 計画の推進方法	3
(1) 計画推進及び進捗状況の把握	3
(2) 計画推進に向けた関係機関の役割	3
第2章 玉名市の子ども・子育て家庭を取り巻く現状	4
1. 人口の状況.....	4
(1) 人口の推移	4
(2) 出生の状況	6
(3) 児童人口（小学生以下）の推移.....	7
2. ニーズ調査からみた子育て家庭の状況	8
(1) 調査対象家族の特徴.....	9
(2) 子どもの育ちをめぐる環境	10
(3) 保護者の就労状況	12
(4) 定期的な教育・保育の利用状況と利用意向	15
(5) 子どもの病気の際の対応.....	18
(6) 不定期の教育・保育の利用意向.....	19
(7) 宿泊を伴う用事の際の対応	20
(8) 小学校における放課後の過ごし方	21
(9) 子育ての環境や支援への満足度.....	23
(10) 子育てに関する不安や悩み	24
(11) 子育て支援として玉名市に期待すること	26
3. 主な教育・保育施設等の状況.....	27
(1) 認可保育所の状況	27
(2) 幼稚園の状況.....	27
(3) 認定こども園の状況.....	28
(4) 認可外保育施設の状況	28
第3章 計画の基本方針	29
1. 計画の基本理念	29
2. 計画の基本的視点	29
3. 保育・教育提供区域の設定	31
(1) 教育・保育提供区域について	31
(2) 本市における教育・保育提供区域	31
4. 計画の体系.....	32
第4章 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業に係る量の見込みと確保の方策	33
1. 教育・保育（1～3号）	33
(1) 教育・保育の量の見込みの概要.....	33
(2) 1号認定.....	34

(3) 2号認定	35
(4) 3号認定	36
(5) 保育利用率	38
2. 地域子ども・子育て支援事業	39
(1) 時間外保育事業	39
(2) 休日保育事業	39
(3) 子育て短期支援事業（ショートステイ）	39
(4) 放課後児童健全育成事業	40
(5) 地域子育て支援拠点事業	41
(6) 一時預かり事業	41
(7) 病児保育事業	43
(8) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）〔就学後〕	43
(9) 利用者支援事業	44
(10) 妊婦に対する健康診査	45
(11) 乳児家庭全戸訪問事業	46
(12) 養育支援訪問事業	46
(13) 実費徴収に係る補足給付を行う事業	47
(14) 多様な主体が参画することを促進するための事業	47
3. 幼児期の学校教育・保育の一体的提供等の推進策	48
(1) 認定こども園の普及	48
(2) 質の高い教育・保育や地域子ども・子育て支援事業等の推進	48
(3) 保幼小連携等の取組の推進	48
4. 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保	48
第5章 その他の子ども・子育て支援に係る施策	49
1. 産休・育休後における特定教育・保育施設等の円滑な利用確保	49
2. 児童虐待の防止	49
(1) 関係機関との連携及び相談・支援体制の強化	49
(2) 発生予防、早期発見、早期対応等	50
(3) 社会的養護施策との連携	50
3. ひとり親家庭の自立支援の継続	51
4. 障がい児施策の充実	52
5. 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向けた取組の推進	54
第6章 母子保健に係る施策【母子保健計画】	55
1. 子どもや親への健康支援の充実	55
(1) 切れ目ない妊産婦・乳幼児への保健対策	55
(2) 子どもの健やかな成長を見守り育む地域づくり	56
(3) 育てにくさを感じる親に寄り添う支援	56
2. 学童・思春期から成人期に向けた支援の充実	59
資料編	60
1. 玉名市子ども・子育て会議条例	60
2. 国の動向	62
3. 子ども・子育て支援新制度等に関する用語の解説	63

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の背景と目的

わが国における少子化の急速な進展や地域におけるコミュニティの希薄化、共働き家庭の増加など、子どもを産み育てる環境の変化によって、子育ての負担や不安、孤立感が高まっており、子育てを社会全体で支援していくことが求められてきました。

このような社会情勢の変化の中、国においては、平成24年に「子ども・子育て支援法」をはじめとする「子ども・子育て関連3法」を制定し、平成27年4月から幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援に関する量の拡充や質の向上を推進する「子ども・子育て支援新制度」をスタートさせました。

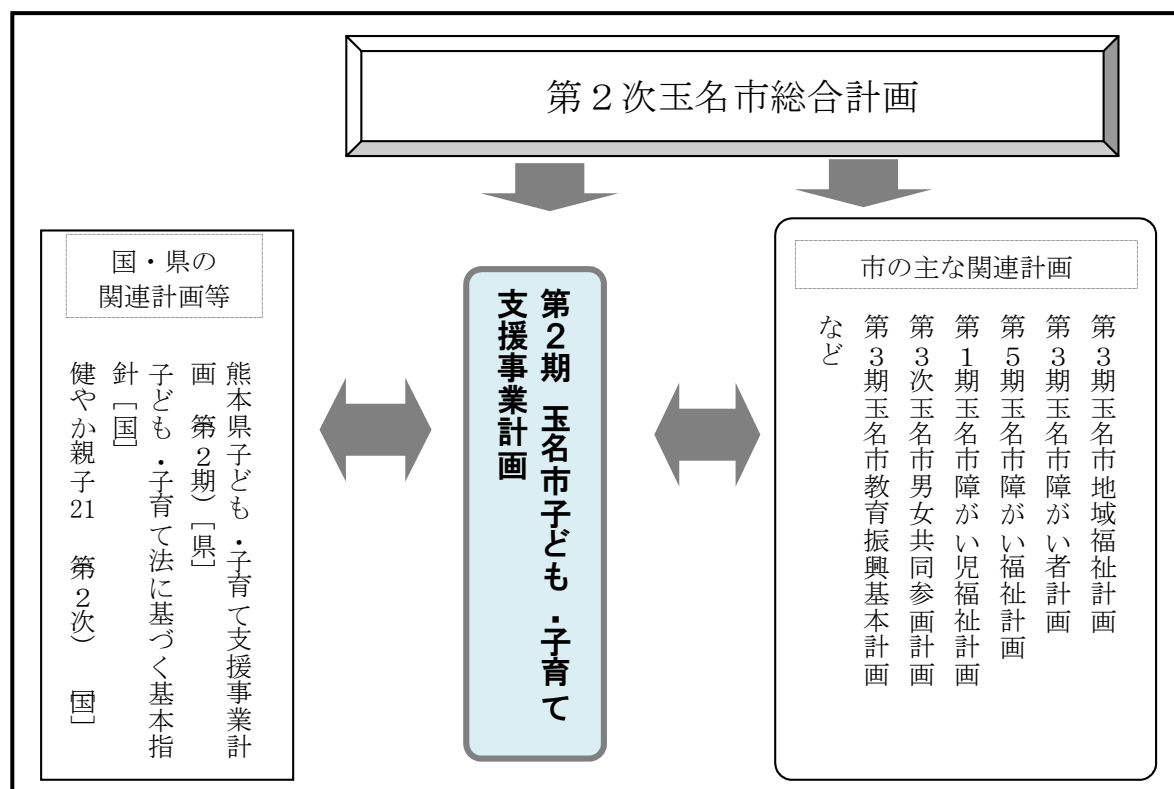
本市では、平成17年10月の合併後から推進してきた「たまな子育てプラン（玉名市次世代育成支援行動計画）」（前期計画：平成17～21年度、後期計画：平成22～26年度）を踏まえながら、平成27年度から新たな計画として「玉名市子ども・子育て支援事業計画」（平成27～31年度）を策定し、子育てに対する孤立感や負担感を抱える家庭への支援をはじめ、結婚や出産・子育てしやすい環境づくりなど、子どもを産み育てることをめぐる諸課題を解決するための取組を推進してきました。

この度、「玉名市子ども・子育て支援事業計画」が令和元年度で最終年度を迎えることから、本市の切れ目ない支援による子育て環境の向上に向けて、これまで取り組んできた施策を引き継ぎ、さらに推進・発展させるために、「第2期玉名市子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

2. 計画の性格と位置づけ

- 本計画は、子ども・子育て支援法第61条の規定に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として策定するものです。また、国の「健やか親子21（第2次）」（わが国の21世紀における母子保健に関する国民運動）の趣旨を踏まえた「市町村母子保健計画（健やか親子21 地方計画）」としての性格も有します。
- 本計画は、「第2次玉名市総合計画」（前期基本計画：平成29年度～令和3年度）を上位計画とし、「第3期玉名市教育振興基本計画」や「第3次玉名市男女共同参画計画」、「第3期玉名市地域福祉計画」、「第5期玉名市障がい者計画」、「第5期玉名市障がい福祉計画」などの本市の各種関連計画との整合性を図って策定するものです。
- 本計画は、平成26年度末で計画期間が終了した「たまな子育てプラン（玉名市次世代育成支援行動計画）」について、前計画に引き続き、同プランから重点的に取り組む施策を取り込んだ計画として位置付けます。
- 本計画は、国が示す「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」や「健やか親子21（第2次）」、「熊本県子ども・子育て支援事業計画（第2期）」等の国や県の関連計画等とも整合性を図って策定するものです。

【計画の位置づけ】



3. 計画の期間

本計画は、令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間とします。

また、本計画における施策が社会情勢の変化の中で、効果的に実現するように、毎年度、進捗状況を管理するとともに、必要に応じて中間年度（令和4年度）に計画の見直しを行うなど弾力的な対応を図ります。

4. 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、子ども・子育て支援法第77条の規定により市町村等の合議制機関として設置されている「玉名市子ども・子育て会議」（子育て中の保護者や教育・保育施設等の関係者、学識経験者等で構成）において、計画内容等に当事者・関係者の意見を反映できるよう努めました。

このほか、保護者に対するニーズ調査や計画案に対するパブリック・コメント（市民意見提出手続）により、市民の意見の反映に努めました。

5. 計画の推進方法

(1) 計画推進及び進捗状況の把握

計画の推進にあたっては、毎年度、関係機関・団体と連携を図りながら、計画の進行状況の把握・点検を行い、玉名市子ども・子育て会議において評価を実施します。

玉名市子ども・子育て会議での審議により、必要に応じ本計画の施策の見直し・改善を図ります。

(2) 計画推進に向けた関係機関の役割

子ども・子育てに関わる施策は、児童福祉分野だけでなく、保健、医療、教育、就労等、様々な分野にわたるため、子育て支援課が主管となり、関係部局と連携を図りながら本計画を推進します。

また、保育所、幼稚園、認定こども園等の教育・保育事業を運営する事業者をはじめ、学校や民生委員・児童委員等の地域の関係団体・機関と適切な役割分担のもと連携を強化し、地域ぐるみで子育て支援の推進を図ります。

さらに、子育て支援施策は、国の制度に基づくものも多いことから、県や関係団体と連携し、各種施策の充実や要望を行っていきます。

第2章 玉名市の子ども・子育て家庭を取り巻く現状

1. 人口の状況

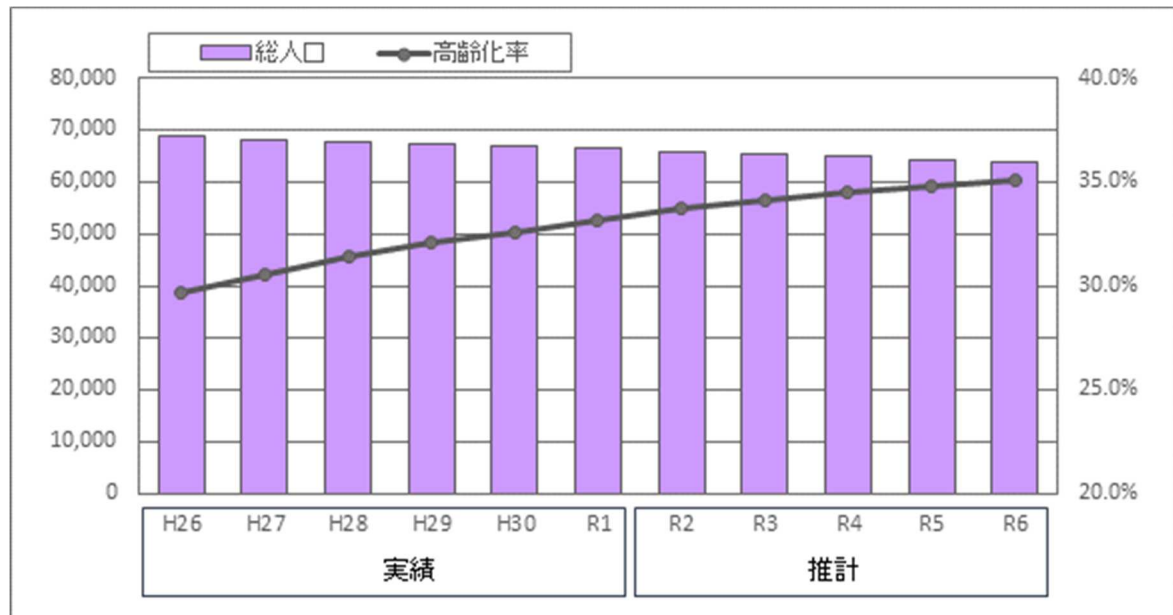
(1) 人口の推移

本市の総人口は、平成24年度には69,893人と7万人を下回った後も人口の減少が続き、令和元年度に66,319人になりました。今後も減少傾向が続くことが予測されており、令和6年度には63,600人程度になる見込みです。

年齢3区分別では、生産年齢人口（15～64歳）の減少が特に著しく、令和元年～6年度の6年間で約3,200人減少する見込みです。一方、同期間中に年少人口（0～14歳）は555人減少し、老年人口（65歳以上）は530人増加するため、高齢化率（総人口に占める65歳以上人口の割合）は令和6年度に35.1%に達し、市民の約2.86人に1人が高齢者となる見込みです。

このように、本市においても全国の傾向と同様、今後も人口減少と少子高齢化が進むことが予測されます。

【人口の推移（実績と将来推計）】



	実績						推計					増減 R6-R1
	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	
0-14歳	8,820	8,680	8,585	8,490	8,409	8,305	8,211	8,132	8,053	7,953	7,854	▲ 555
15-64歳	39,559	38,586	37,759	37,190	36,630	36,028	35,456	34,899	34,382	33,932	33,437	▲ 3,193
65歳以上	20,398	20,794	21,233	21,562	21,811	21,986	22,156	22,281	22,333	22,330	22,341	530
総人口	68,777	68,060	67,577	67,242	66,850	66,319	65,823	65,312	64,768	64,215	63,632	▲ 3,218
高齢化率	29.7%	30.6%	31.4%	32.1%	32.6%	33.2%	33.7%	34.1%	34.5%	34.8%	35.1%	2.5

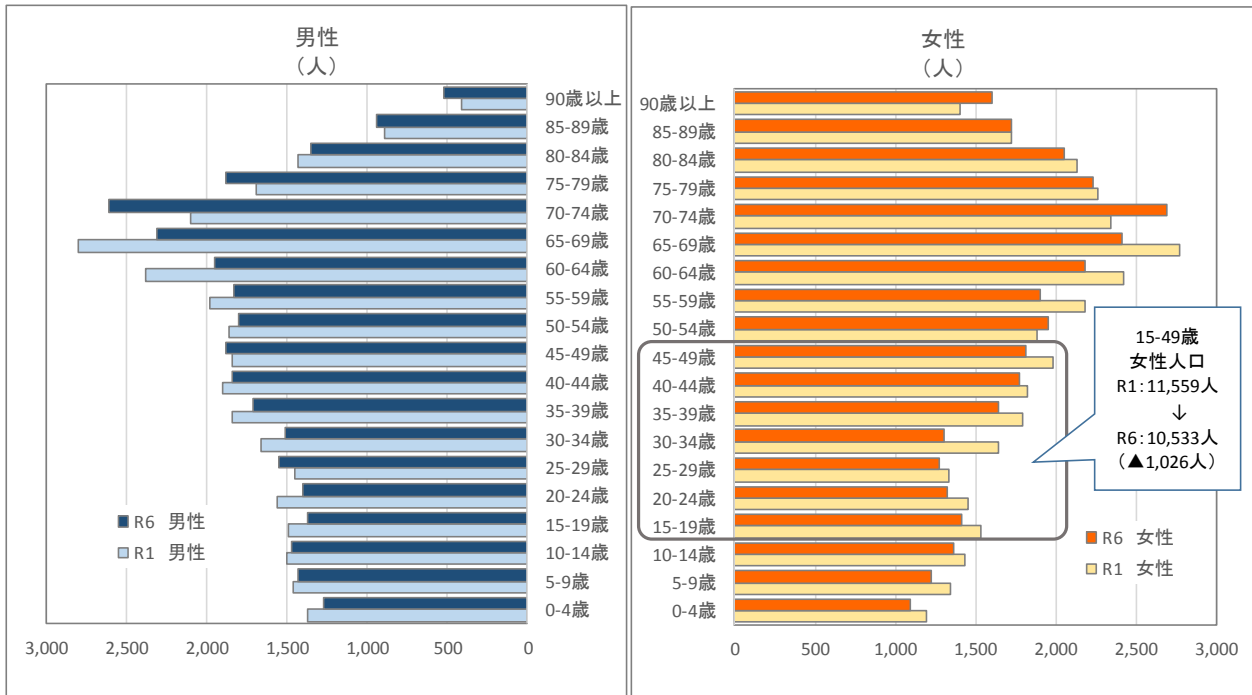
資料／平成26～令和元年度：住民基本台帳（4月1日現在）、令和2～6年度：コーホート変化率法による推計値

令和元年度（実績）と令和6年度（推計値）の性別・5歳階級年齢別の人口による人口ピラミッドは下図のとおりです。合計特殊出生率（※）の算定対象である15～49歳の女性人口は令和元～6年度の5年間に1,026人の減少が予測されます。なかでも30歳代女性（482人減）の減少が顕著です。

（※）合計特殊出生率

「15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの」で、一人の女性がその年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子どもの数に相当する。

【人口ピラミッド（令和元年度・6年度の比較）】



(単位:人)	男性			女性		
	R1	R6	増減	R1	R6	増減
0-4歳	1,372	1,273	▲ 99	1,190	1,091	▲ 99
5-9歳	1,465	1,431	▲ 34	1,342	1,226	▲ 116
10-14歳	1,500	1,471	▲ 29	1,436	1,365	▲ 71
15-19歳	1,490	1,374	▲ 116	1,535	1,414	▲ 121
20-24歳	1,567	1,406	▲ 161	1,455	1,319	▲ 136
25-29歳	1,453	1,551	▲ 98	1,334	1,271	▲ 63
30-34歳	1,664	1,511	▲ 153	1,642	1,304	▲ 338
35-39歳	1,841	1,714	▲ 127	1,789	1,645	▲ 144
40-44歳	1,901	1,838	▲ 63	1,825	1,769	▲ 56
45-49歳	1,840	1,884	▲ 44	1,979	1,811	▲ 168
50-54歳	1,866	1,807	▲ 59	1,883	1,958	▲ 75
55-59歳	1,985	1,828	▲ 157	2,178	1,899	▲ 279
60-64歳	2,379	1,956	▲ 423	2,422	2,180	▲ 242
65-69歳	2,802	2,315	▲ 487	2,775	2,410	▲ 365
70-74歳	2,106	2,611	▲ 505	2,342	2,690	▲ 348
75-79歳	1,690	1,883	▲ 193	2,267	2,230	▲ 37
80-84歳	1,434	1,354	▲ 80	2,133	2,051	▲ 82
85-89歳	891	946	▲ 55	1,721	1,728	▲ 7
90歳以上	417	526	▲ 109	1,408	1,599	▲ 191
合計	31,663	30,679	▲ 984	34,656	32,960	▲ 1,696

（再掲）

(単位:人)		R1	R6	増減
15-49歳女性 計	15-19歳	1,535	1,414	▲ 121
	20-29歳	2,789	2,590	▲ 199
	30-39歳	3,431	2,949	▲ 482
	40-49歳	3,804	3,580	▲ 224
	合計	11,559	10,533	▲ 1,026

資料／令和元年度：住民基本台帳（4月1日現在）、令和6年度：コーホート変化率法による推計値

(2) 出生の状況

本市の合計特殊出生率（平成20～24年）は1.56であり、全国（1.38）より高いものの、熊本県（1.61）に比べて低く、国・県同様に、人口を維持するために必要な水準（人口置換水準）である2.08を下回っています。

年間の出生数の状況をみると、平成30年度実績で480人となっており、このうち母親が20代後半～30代前半（25～34歳）であるものが290人と全体の60.4%を占めています。

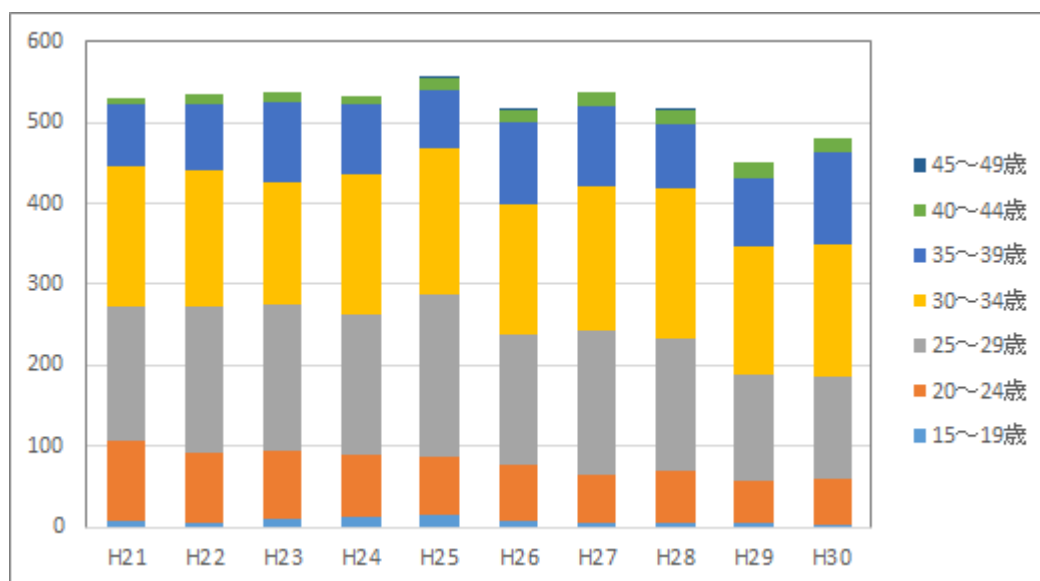
平成21年からの推移をみると、20歳代による出産は減少していますが、30歳代以上による出産は増加傾向にあります。

【合計特殊出生率（平成20～24年）】

	全国	熊本県	玉名市
合計特殊出生率	1.38	1.61	1.56

資料／平成20～24年人口動態保健所・市区町村別統計（厚生労働省）

【母親の年齢階級別出生数の推移】



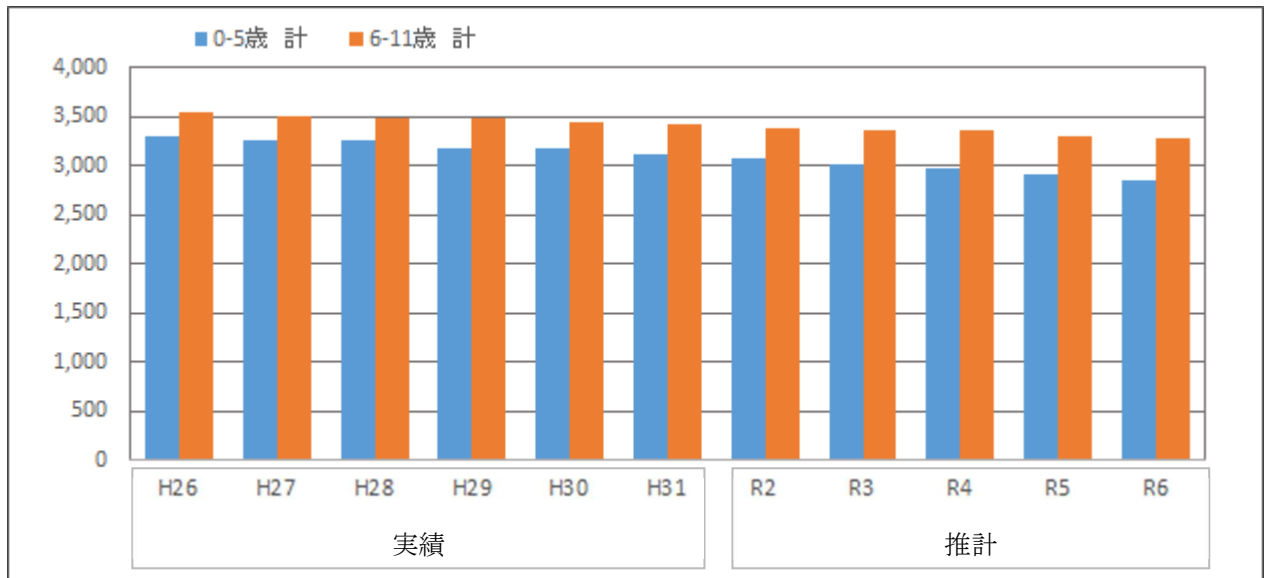
(単位:人)	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
総数	535	538	533	555	517	538	517	451	480
15～19歳	6	11	12	15	8	6	4	6	3
20～24歳	86	84	78	72	70	59	66	50	57
25～29歳	180	180	173	201	161	178	164	133	127
30～34歳	169	151	173	181	159	179	184	157	163
35～39歳	82	100	87	71	103	97	80	84	112
40～44歳	12	12	10	14	15	19	17	21	18
45～49歳	0	0	0	1	1	0	2	0	0

資料／保健センター調べ（人口動態統計） ※各年1月1日～12月31日の出生数合計

(3) 児童人口（小学生以下）の推移

小学生以下（0～11歳）の児童の各歳別人口の推移をみると、母親世代である15～49歳女性人口の減少等により、児童人口も減少することが見込まれています。

【児童人口の推移（実績と将来推計）】



(単位:人)	実績						推計				
	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6
0歳	496	506	525	498	477	461	469	463	455	446	436
1歳	561	506	514	522	523	497	473	481	475	466	457
2歳	527	561	517	527	531	523	505	481	489	483	474
3歳	597	537	568	537	537	538	534	515	491	500	493
4歳	561	591	542	565	545	543	542	538	519	495	503
5歳	548	550	591	537	565	553	544	543	539	520	495
6歳	592	565	558	593	541	557	554	545	545	541	521
7歳	570	592	570	560	590	542	558	556	547	546	542
8歳	591	571	588	576	564	594	544	561	558	549	548
9歳	607	587	575	590	574	561	594	545	561	558	549
10歳	584	605	590	580	589	573	562	596	546	562	560
11歳	609	578	606	592	581	588	574	563	596	547	563
0-5歳 計	3,290	3,251	3,257	3,186	3,178	3,115	3,067	3,021	2,968	2,910	2,858
0-2歳 計	1,584	1,573	1,556	1,547	1,531	1,481	1,447	1,425	1,419	1,395	1,367
3-5歳 計	1,706	1,678	1,701	1,639	1,647	1,634	1,620	1,596	1,549	1,515	1,491
6-11歳 計	3,553	3,498	3,487	3,491	3,439	3,415	3,386	3,366	3,353	3,303	3,283
6-8歳 計	1,753	1,728	1,716	1,729	1,695	1,693	1,656	1,662	1,650	1,636	1,611
9-11歳 計	1,800	1,770	1,771	1,762	1,744	1,722	1,730	1,704	1,703	1,667	1,672

資料／平成26～令和元年度：住民基本台帳（4月1日現在）、令和2～6年度：コーホート変化率法による推計値

2. ニーズ調査からみた子育て家庭の状況

本市では、本計画策定の基礎資料として、子ども及びその保護者のおかれた環境や子育て支援サービスの利用状況、利用希望、子育てに関する意識などを把握するためにニーズ調査を実施しました。

【調査方法及び回収結果】

調査対象	小学校就学前児童の保護者及び小学1～6年生の保護者全世帯
調査方法	郵送による配布・回収
調査期間	平成31年4月10日～平成31年4月26日
回収結果	就学前児童 配布数 2,500件 回収数 1,295件 無効票 0件 (有効回収率 51.8%) 小学生 配布数 2,000件 回収数 1,050件 無効票 0件 (有効回収率 52.5%)

〈次ページ以降のニーズ調査結果の見方〉

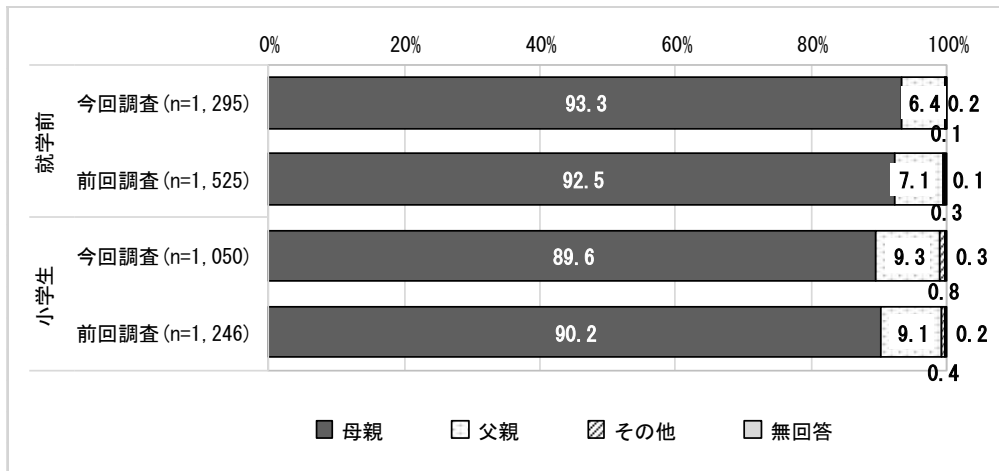
- ① 集計した数値(%)は、小数点第2位を四捨五入し、小数点第1位まで表示しています。そのため、数値(%)の合計が100%にならないことがあります。
- ② 2つ以上の回答を要する(複数回答)設問の場合、回答者数を分母として計算しているため、原則として数値(%)の合計が100%を超えます。
- ③ 図表中の「n」は、集計対象者総数(あるいは回答者限定設問の限定条件に該当する人)を表しています。

(1) 調査対象家族の特徴

① 調査に回答した者

調査対象者は、0歳から小学生までの子育てを行っている保護者で、回答者の多くが母親であり、就学前児童の保護者では93.3%、小学生の保護者では89.6%となっています。

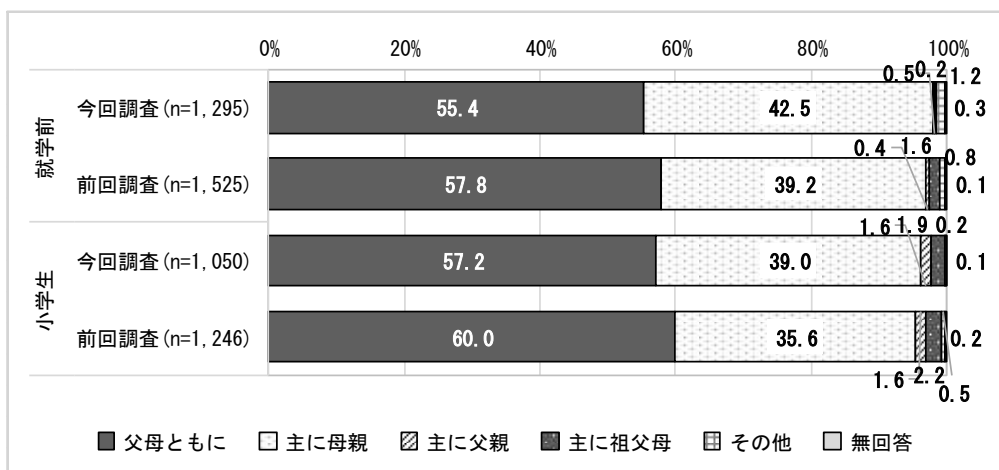
よって、本調査の結果は、主に「母親」の立場から見た子どもの生活状況や子育てに関する意識として考察することが妥当と考えられます。



② 子育ての主な担い手

子育てを主に行っているのは、「父母ともに」行っている家庭の割合が最も高く、就学前児童の保護者では55.4%、小学生の保護者では57.2%となっています。

平成26年に実施した「子ども・子育て支援に関するアンケート調査」（以下、前回調査という）と比較すると、「父母ともに」行っている家庭では、就学前児童の保護者においては57.8%が55.4%となり2.4ポイント減少、小学生の保護者においては60.0%が57.2%となり2.8ポイント減少している一方で、「主に母親」の割合が増加しています。

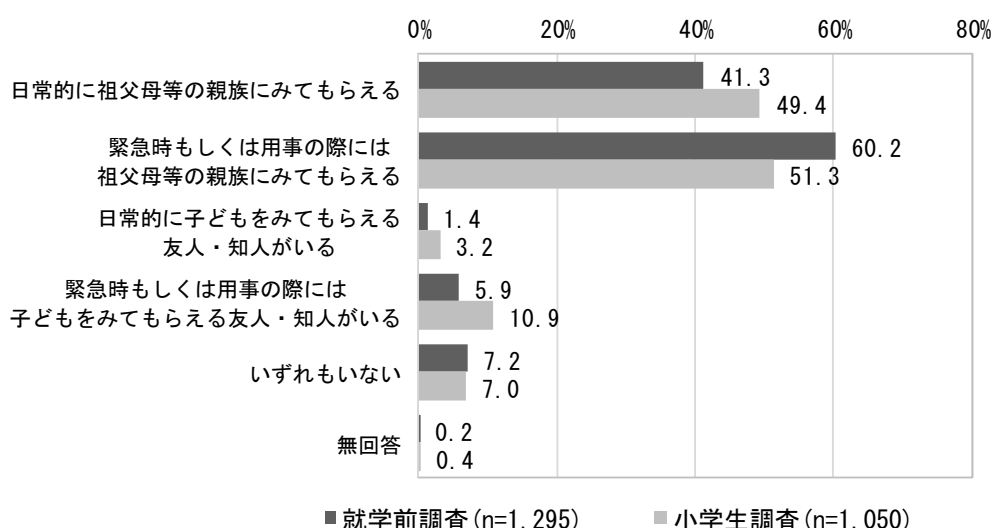


(2) 子どもの育ちをめぐる環境

① 子どもをみてくれる親族、知人・友人の有無＜複数回答＞

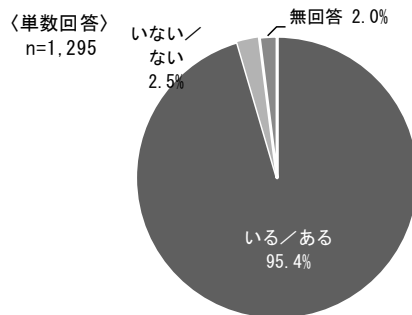
「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」家庭は、就学前児童の保護者で41.3%、小学生の保護者で49.4%、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」家庭は就学前児童の保護者で60.2%、小学生の保護者で51.3%となっていることから、おおむね半数以上の人は、日常的にあるいは緊急時に子育ての支援が可能な親族が身近にいると考えられます。また、「緊急時もしくは用事の際には子どもをみてもらえる友人・知人がいる」家庭は就学前児童の保護者で5.9%、小学生の保護者で10.9%となり、小学生の保護者の割合が5.0ポイント高くなっています。

一方、支援してもらえる人が身近に「いずれもない」割合は、就学前児童では7.2%、小学生の保護者では7.0%あります。このような、身近な人からの子育て支援を受けられない保護者に対する一時預かりなどの支援や、子育てネットワークづくりに対する支援についての周知を高めるとともに、支援を受けやすい体制を充実させていく必要があります。

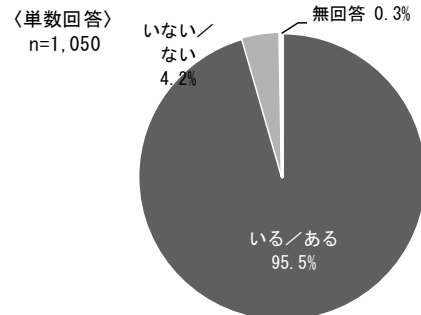


② 気軽に相談できる人・場所の有無

子育てをする上で、気軽に相談できる相手・場所が「いる・ある」の割合は、就学前児童で95.4%、小学生で95.5%となっています。一方、「いない・ない」とする回答もあり、就学前児童の保護者で2.5%、小学生の保護者で4.2%となっています。



就学前児童保護者

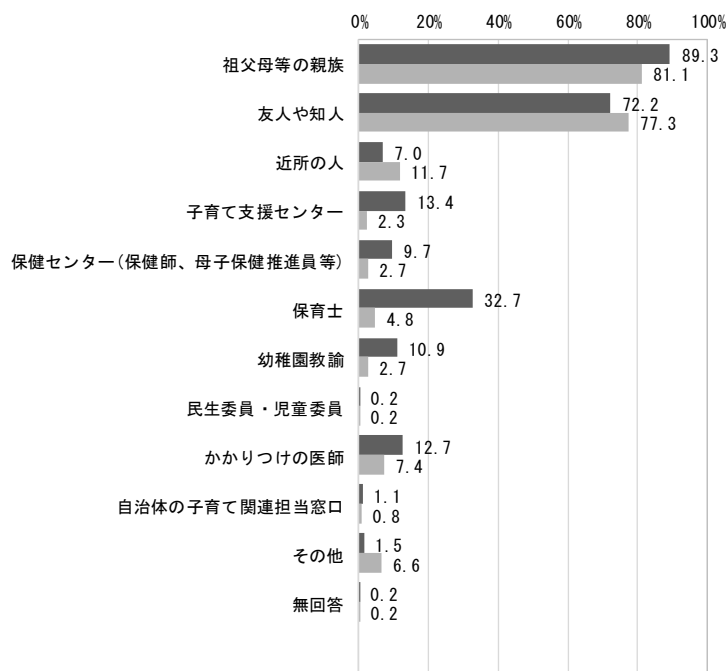


小学生児童保護者

③ 気軽に相談できる人・場所

気軽に相談できる相手・場所については、「祖父母等の親族」（就学前児童の保護者89.3%、小学生の保護者81.1%）、「友人や知人」（就学前児童の保護者72.2%、小学生の保護者77.3%）が上位となり、複数の相談先をもっている保護者が多数いることがうかがえます。また、公的な相談場所の「保健所・保健センター」「自治体の子育て関連担当窓口」に相談しているとする回答は少なくなっています。

子育ての悩みは、子どもの成長段階や家族構成によって変わってくるため、保護者のニーズに合わせた多様な内容で学習機会を提供するとともに、子育て相談窓口の周知を徹底していくことが求められています。気軽に相談できる相談窓口があれば、育児不安を抱えた人の発見や児童虐待などの未然防止につながると考えられます。

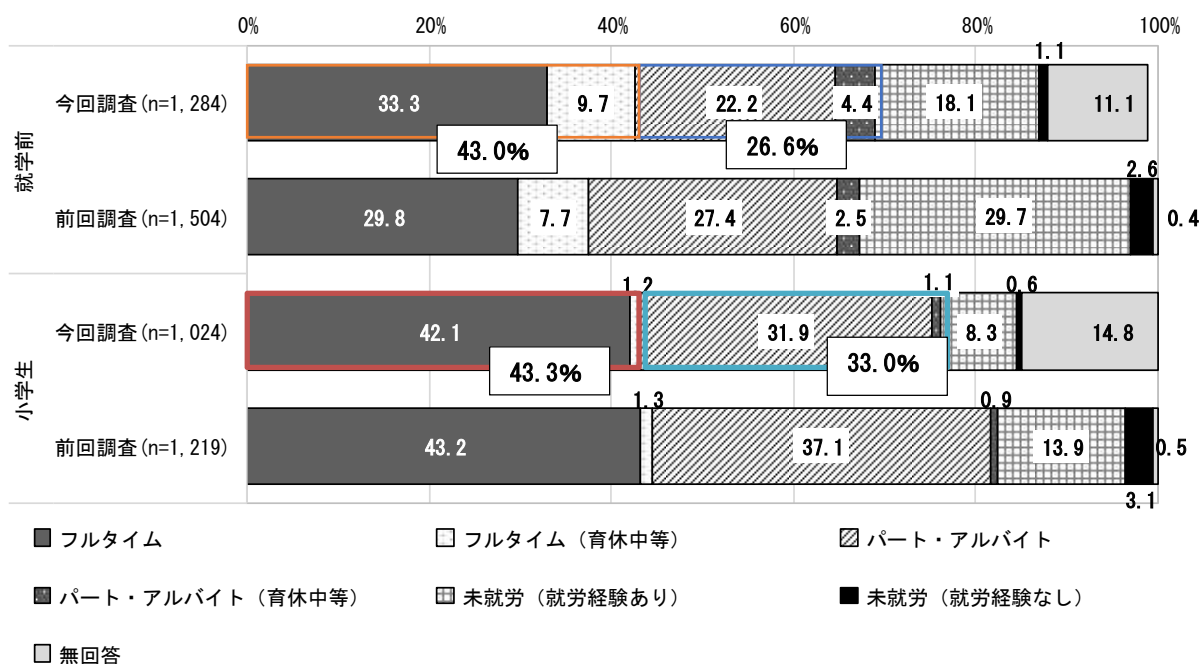


■ 就学前調査 (n=1,295) ■ 小学生調査 (n=1,050)

(3) 保護者の就労状況

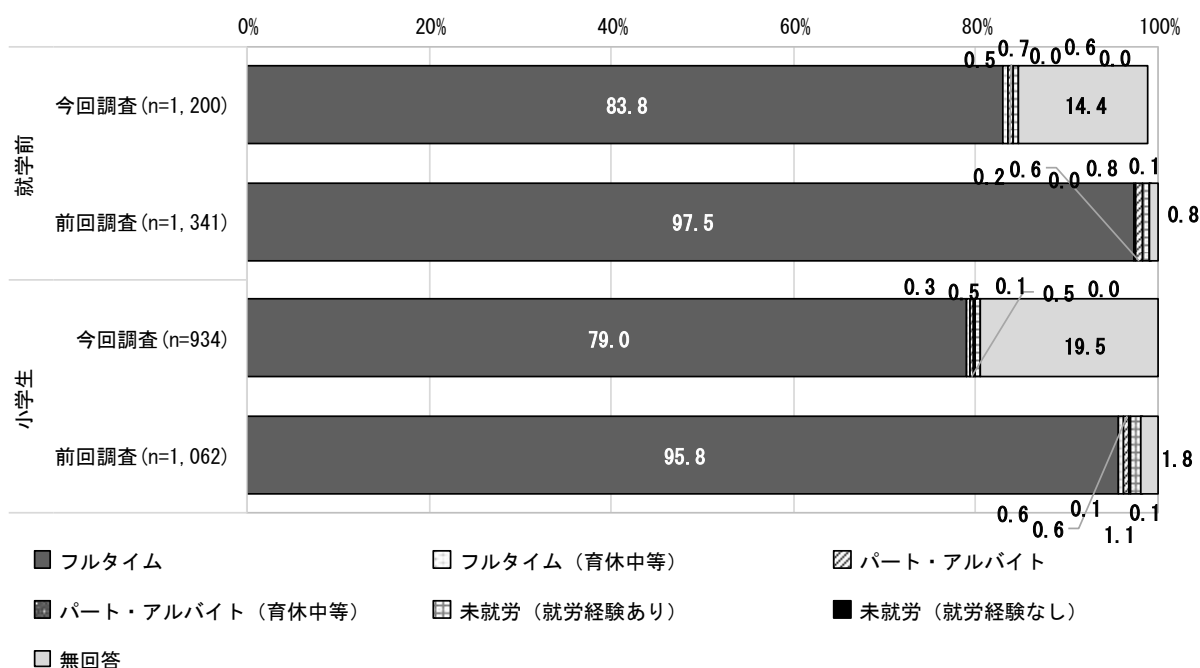
① 母親の就労状況

母親の就労状況をみると、就学前児童の保護者については、『フルタイム就労』が43.0%、『フルタイム以外で就労』が26.6%、『就労していない』が19.2%となっています。小学生の保護者については、『フルタイム就労』が43.3%、『フルタイム以外で就労』が33.0%、『就労していない』人が8.9%となっています。

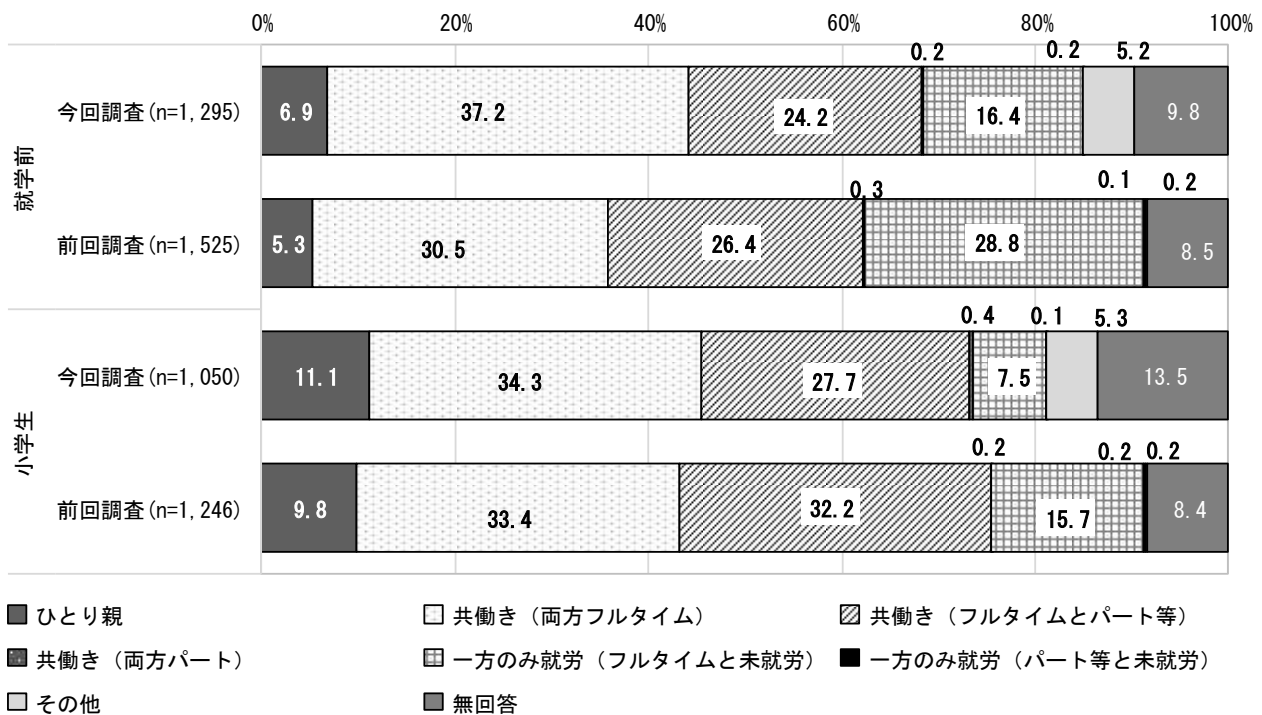


② 父親の就労状況

父親の就労状況をみると、就学前児童の保護者、小学生の保護者ともに、「フルタイムで就労している」が約8割となっています。

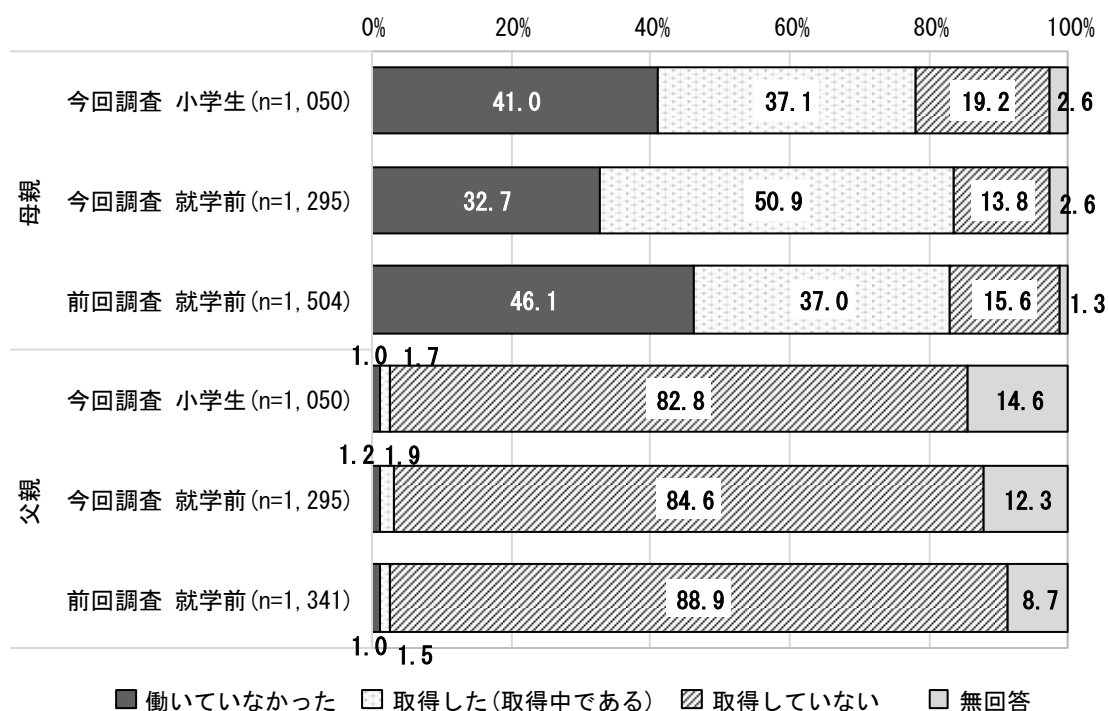


■保護者の就労状況（集約）

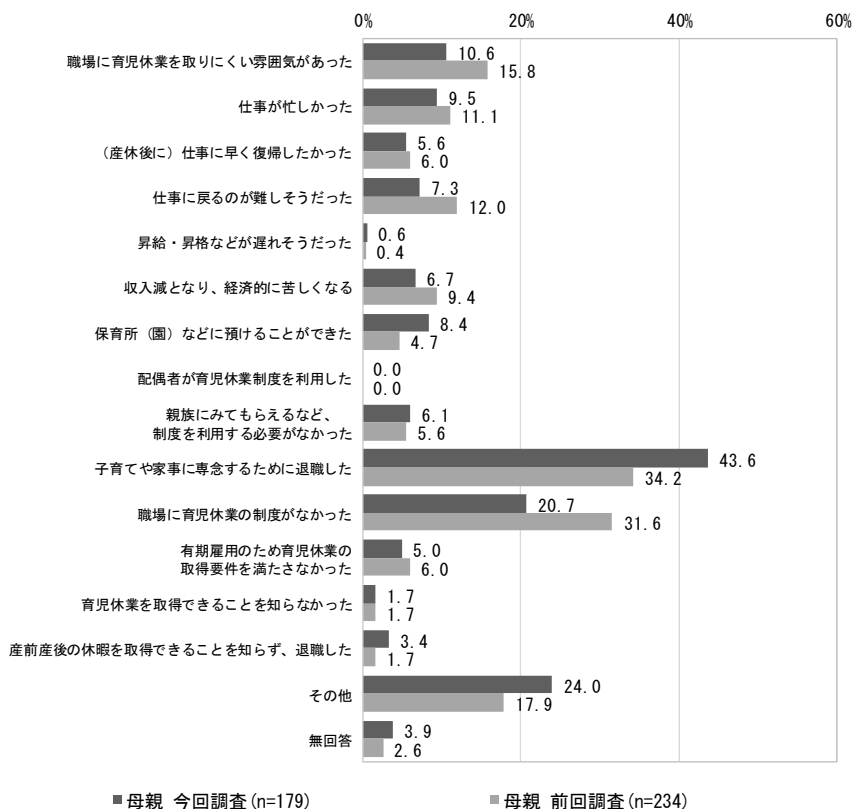


③ 育児休業取得状況

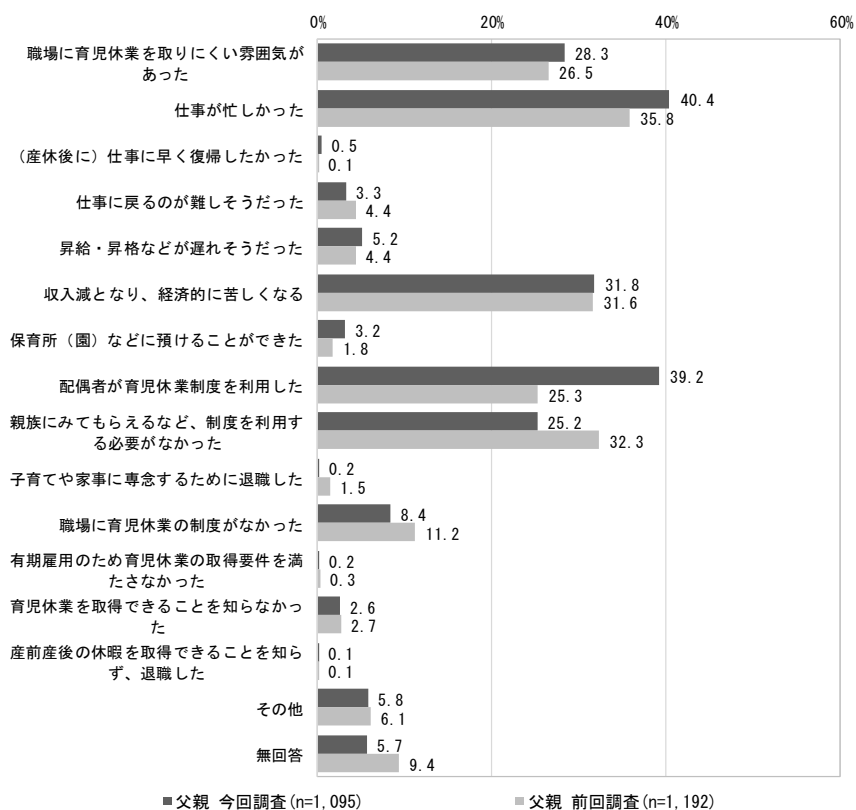
母親の育児休業取得状況は、未就学児の母親が育児休業を取得した（取得中である）割合が前回調査と比較して（前回調査 37.0%、今回調査 50.9%）13.7 ポイント増え、半数の母親が育児休業を取得していることから、母親の育児休業取得がしやすい環境整備が進んでいると考えられます。一方で父親の育児休業取得は 1%台であり、取得が進んでいないことが伺えます。



■ 育児休業を取得していない理由（母親）



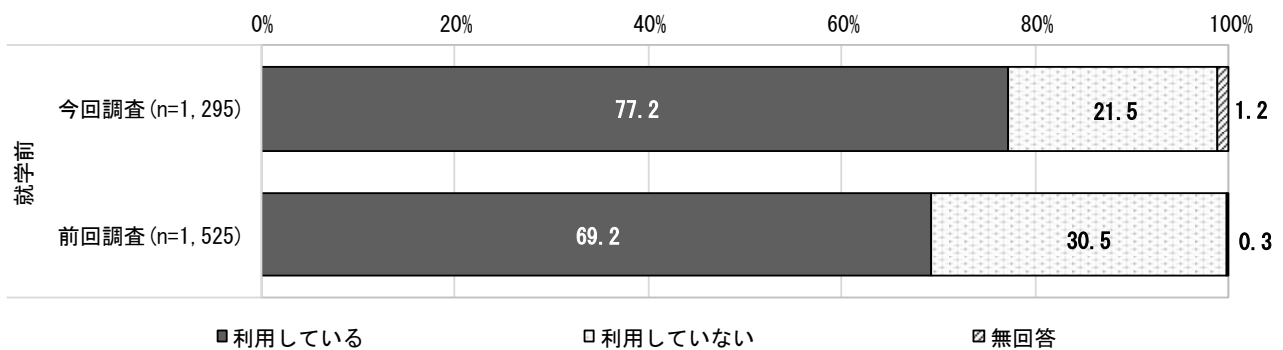
■ 育児休業を取得していない理由（父親）



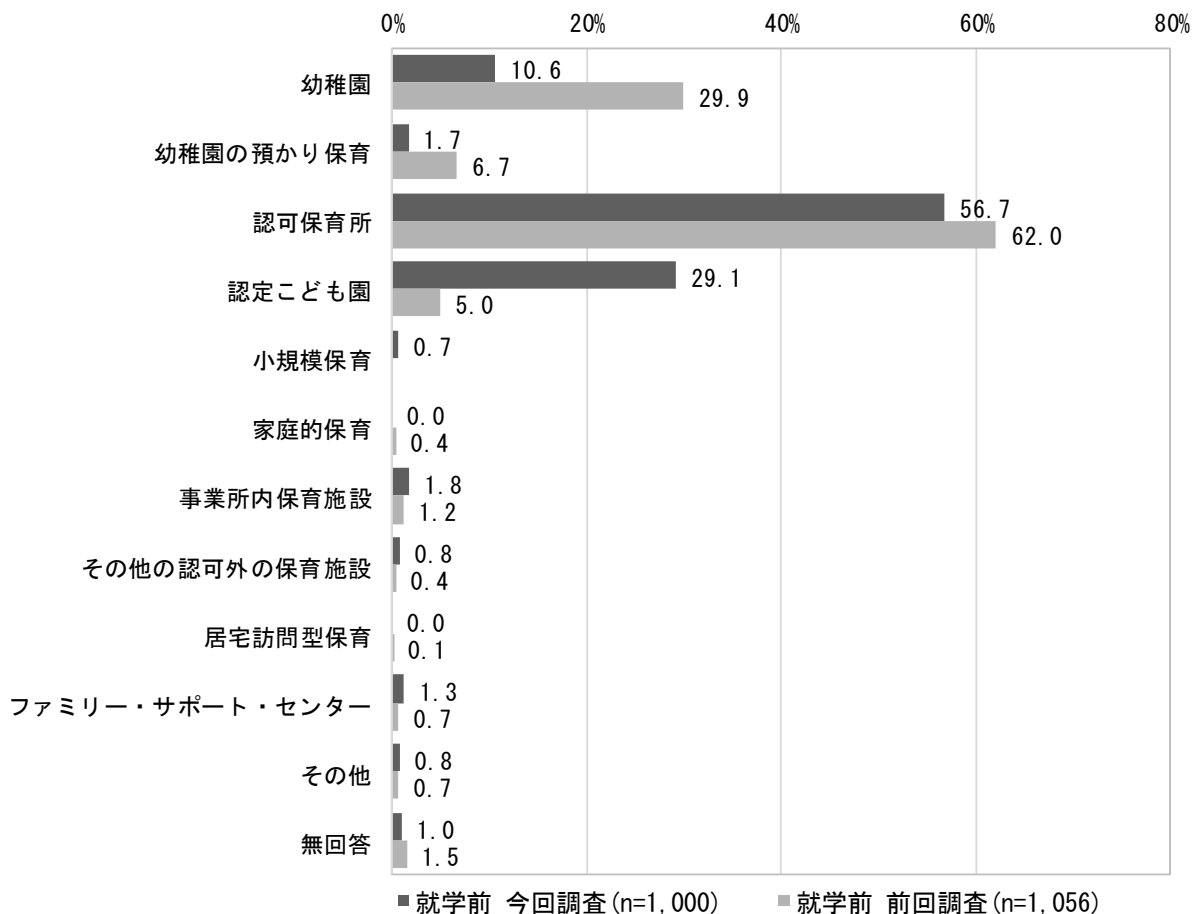
(4) 定期的な教育・保育の利用状況と利用意向

就学前児童の保護者で幼稚園や保育園などの定期的な教育・保育事業を「利用している」割合は、前回調査の69.2%から77.2%となり8.0ポイント増加しています。教育・保育事業の利用状況は、就労している母親の割合（72.9%）と近い数値となっています。利用している施設は、「認可保育所」が56.7%、「認定こども園」が29.1%となり、合わせて85.8%となっています。

① 平日の定期的な教育・保育事業の利用状況

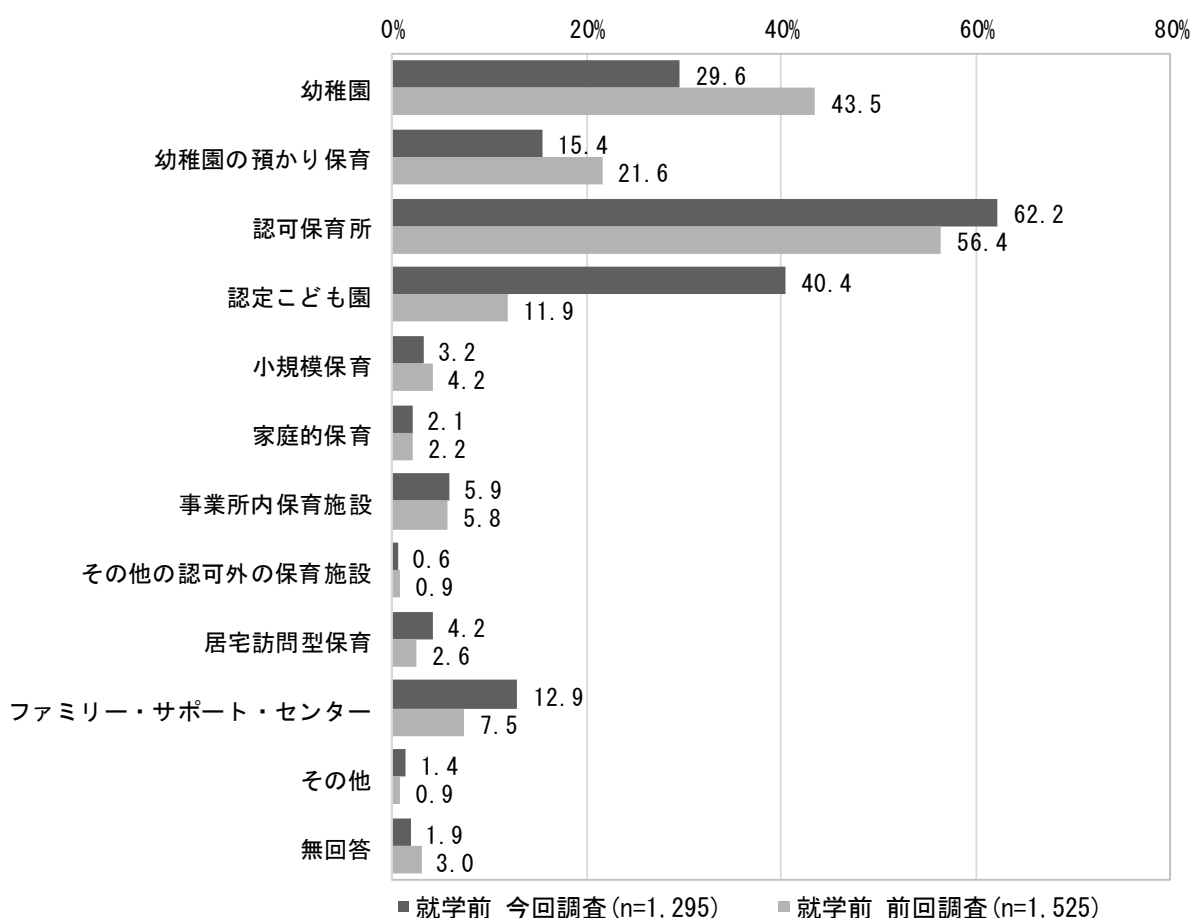


② 現在利用している日常的な教育・保育事業



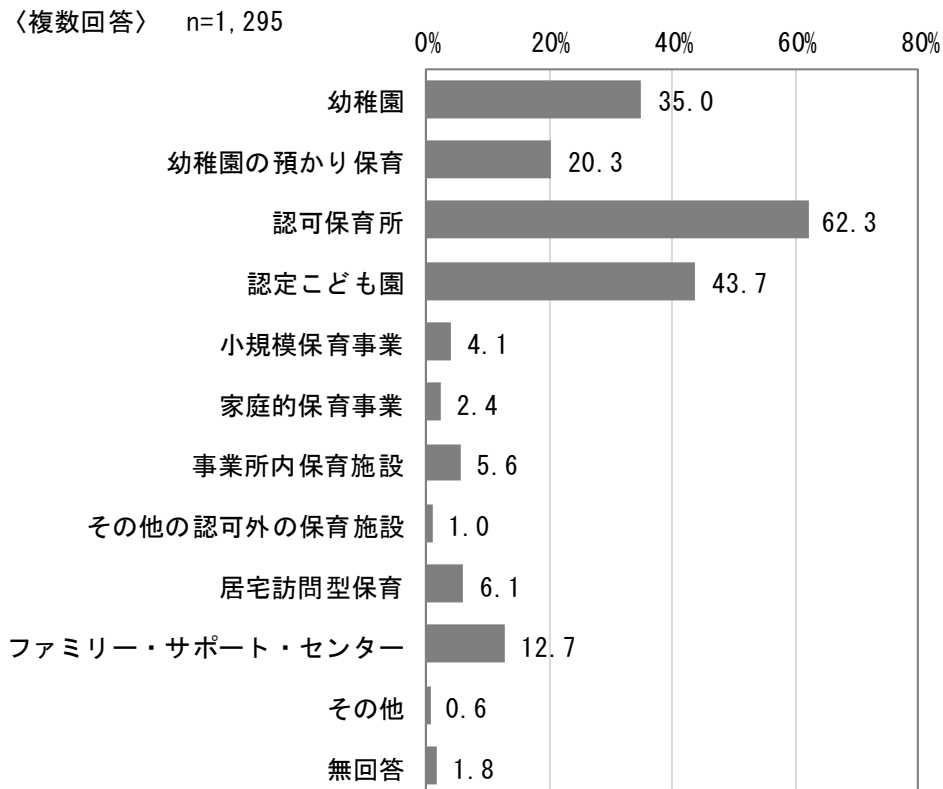
③ 「日常的に」利用したいと考える教育・保育事業

現在利用していない人も含めた今後の教育・保育事業に対する利用意向については、「認可保育所」が62.2%、「認定こども園」が40.4%となっており、利用状況と同じ順位となっています。現在「幼稚園」を利用している人は10.6%、利用を希望する人は29.6%と実態より19.0ポイント高く、「幼稚園の預かり保育」で13.7ポイント、「認定こども園」でも11.3ポイント希望する人の割合が高くなっています。これらの利用状況よりも利用意向が多くなっている事業については、潜在的なニーズが多く含まれる事業であるといえます。



④ 現在教育・保育施設を利用している、利用していないにかかわらず無償化した場合利用したい事業

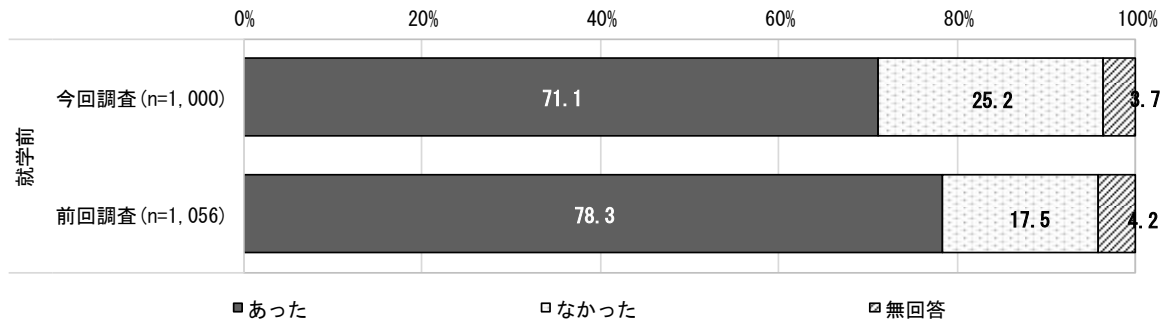
幼児教育・保育無償化が実施された場合の利用意向については、幼稚園、幼稚園の預かり保育、認定こども園の利用意向が無償化前の利用意向より高くなっているため、本計画においてはこれらの意向を考慮する必要があると考えられます。



(5) 子どもの病気の際の対応

① 過去1年間に病気等で平日の定期的な教育・保育事業を休んだ経験

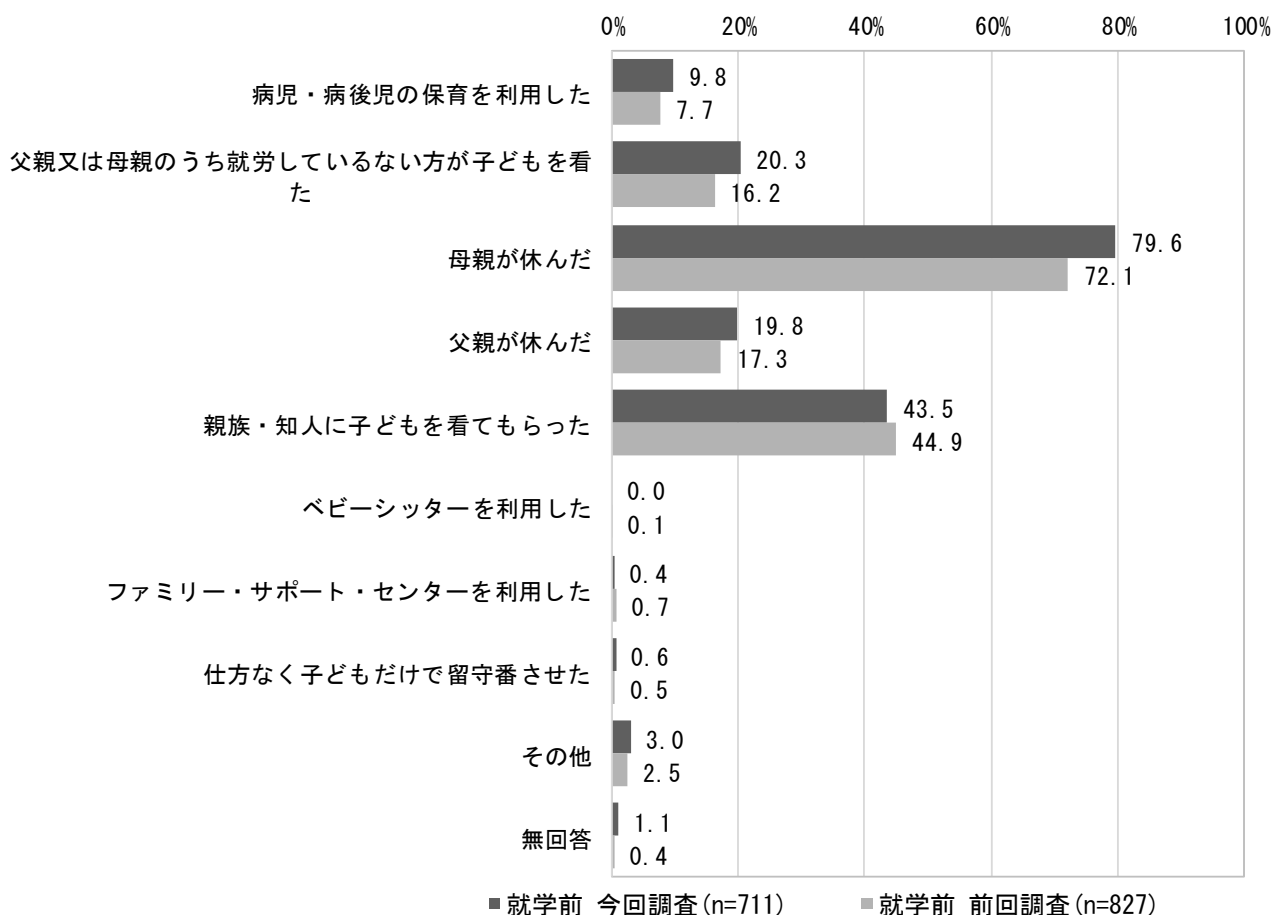
過去1年間に病気等で平日の定期的な教育・保育事業を休んだ経験が「あった」とする回答は、71.1%となっています。



② 休んだ場合の対処方法

休んだ場合の対処方法は、「母親が休んだ」（79.6%）、「親族・知人に子どもをみてもらった」（43.5%）の割合が高くなっており、「病児・病後児の保育を利用した」は9.8%となっています。

「母親が休んだ」と回答した人の休んだ日数（平均）は8.3日／年となっています。

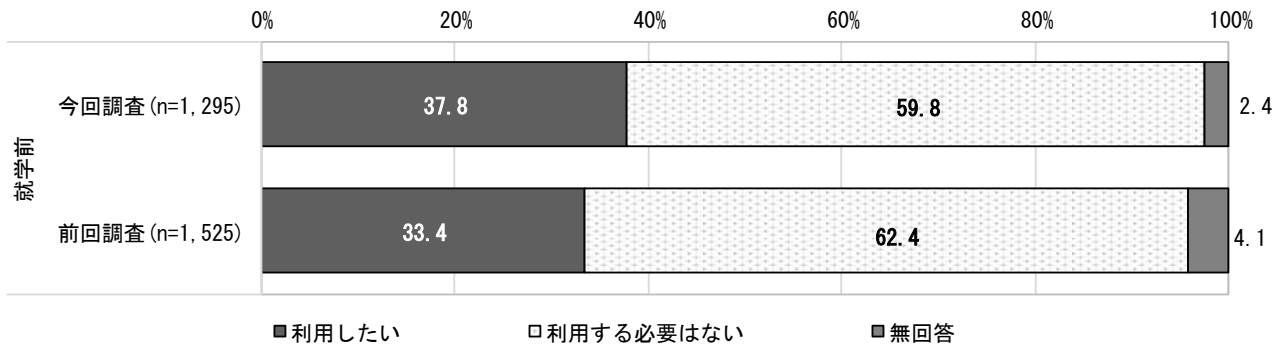


(6) 不定期の教育・保育の利用意向

① 不定期の教育・保育事業の利用意向

今後の不定期の教育・保育事業の利用意向では、「利用したい」が37.8%となっており、利用希望の希望日数（平均）は18.6日／年となっています。

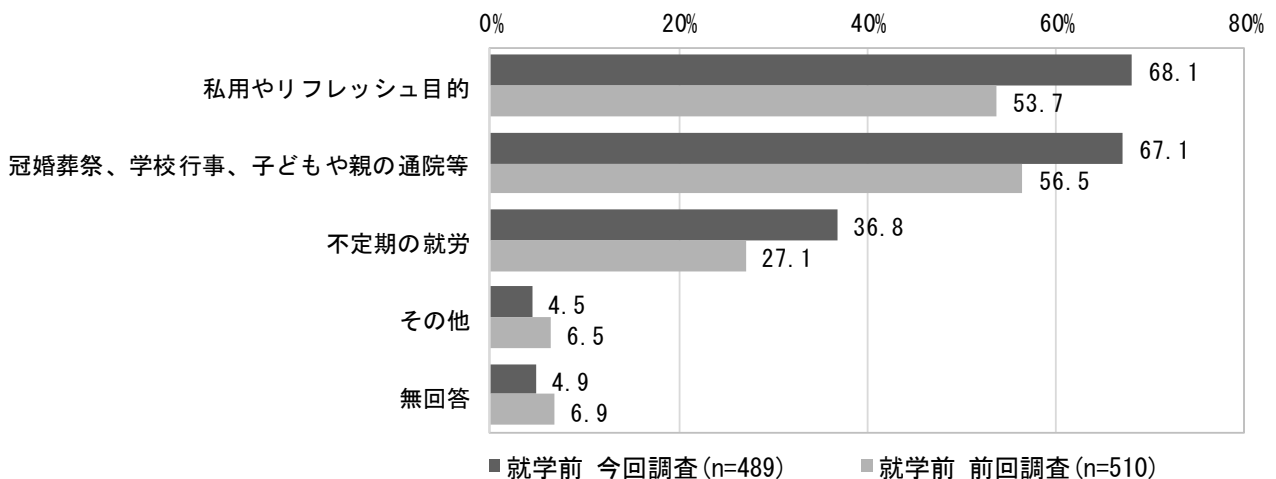
また、前回調査と比較すると、利用意向は高くなっています。



② 不定期の教育・保育事業の利用目的

利用希望者の利用目的では、「使用やりフレッシュ目的」（68.1%）、「冠婚葬祭、学校行事、子どもや親の通院等」（67.1%）、「不定期の就労」（36.8%）の順で割合が高くなっています。

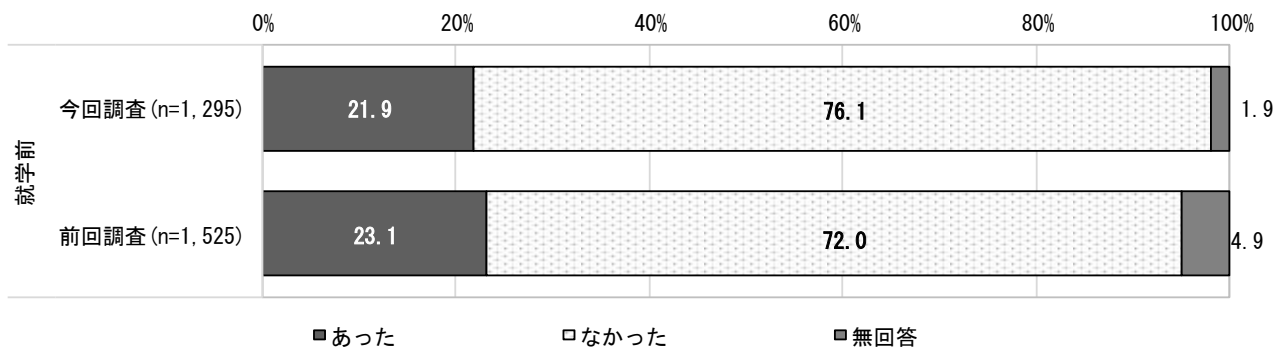
また、前回調査と比較すると、利用意向は高くなっています。



(7) 宿泊を伴う用事の際の対応

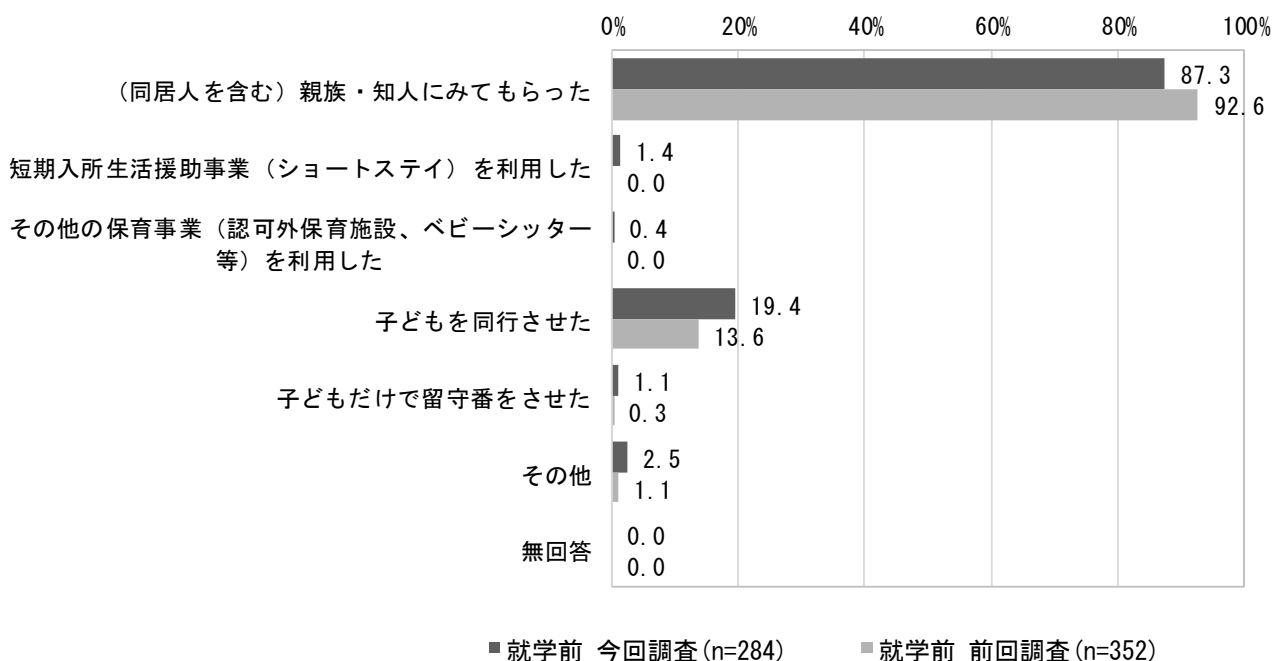
① 過去1年間の泊りがけで子どもを家族以外に預けなければならなかった経験

就労児童保護者の21.9%は、過去1年間に泊りがけで子どもを家族以外に預けなければならなかった経験があり、その際の宿泊日数は6.9日／年となっています。



② 泊りがけで家族以外に預けたときの対処方法

預けなければならなかった場合の対処方法は、「（同居者を含む）親族・知人にみてもらった」（87.3%）が圧倒的に高くなっています。次いで「子どもを同行させた」（19.4%）となっています。また、「短期入所生活援助事業（ショートステイ）を利用した」は1.4%となっています。



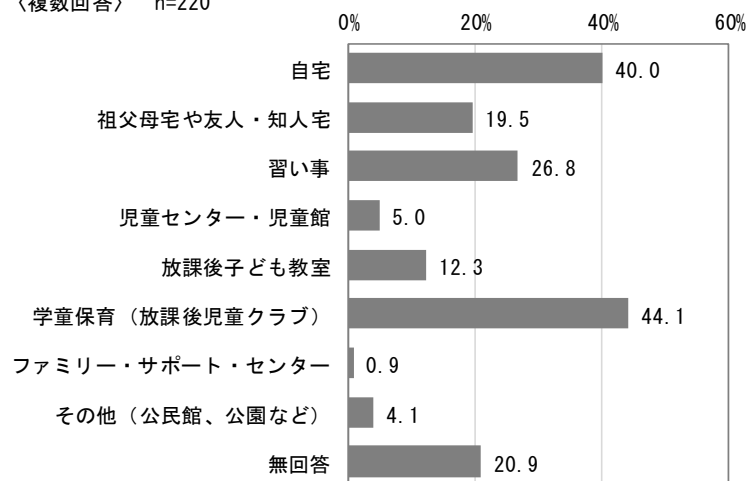
(8) 小学校における放課後の過ごし方

就学前児童の保護者の、小学校入学後における低学年の放課後の過ごし方の希望は、「放課後児童クラブ（学童保育）」が44.1%と最も高く、「自宅」が40.0%となっています。一方、小学生（1～3年生）の現在、放課後を過ごしている場所は、「自宅」が57.9%と最も高く、「放課後児童クラブ（学童保育）」が40.2%となっており、希望と現状の順位が逆になっています。また、小学生の保護者の高学年（4～6年生）の時の希望は、「自宅」が55.5%、「習い事」が45.5%、「放課後児童クラブ（学童保育）」が21.8%となっていますが、小学生（4～6年生）の現在過ごしている場所は、「自宅」が85.9%、「習い事」が48.2%となり、希望と現状の順位は同じですが、「自宅」で過ごす割合が希望（55.5%）に対し、現状（85.9%）は大きく差が出ています（30.5ポイント多くなっている）。

働く保護者にとって、学童保育は重要な社会資源であると言えます。今後も安心して預けることができるよう、多様なニーズに合った学童保育を維持していくことが求められています。

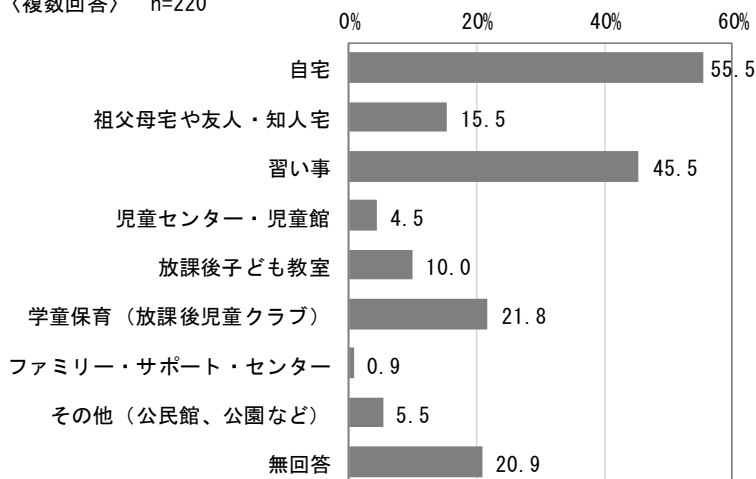
① 低学年の放課後の過ごし方【希望】

〈複数回答〉 n=220

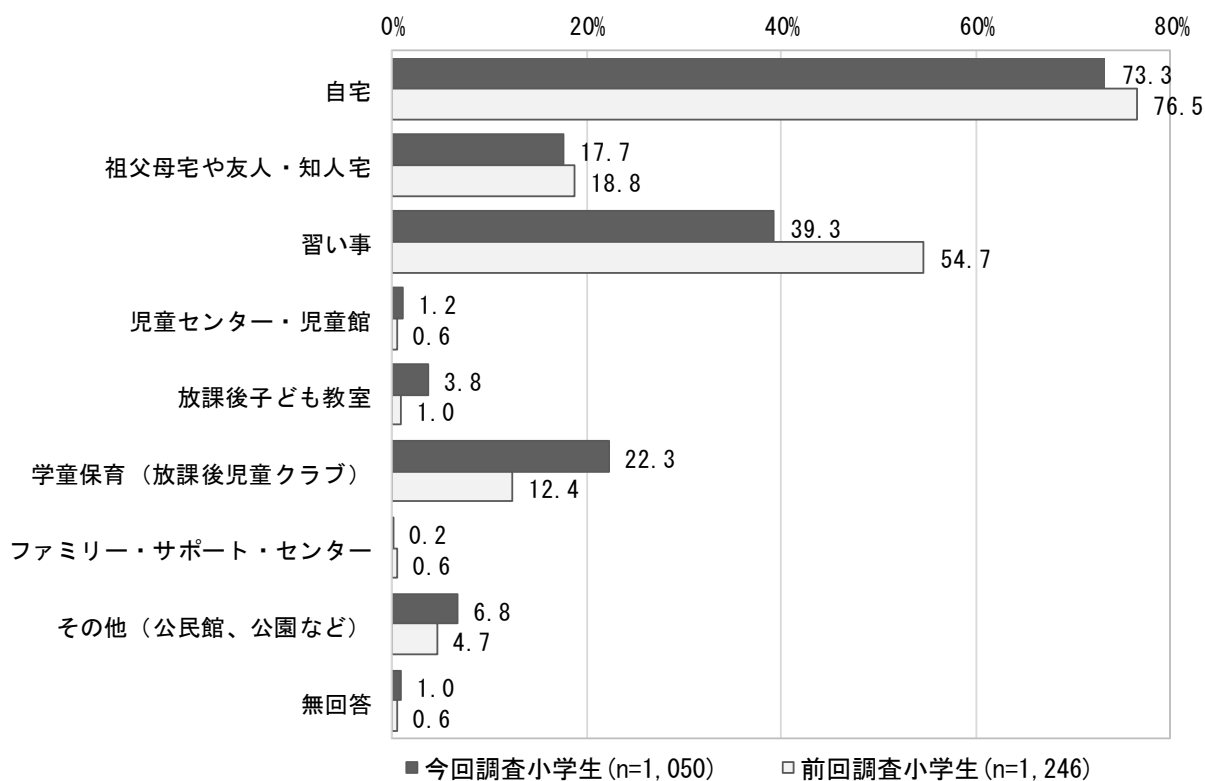


② 高学年の放課後の過ごし方【希望】

〈複数回答〉 n=220

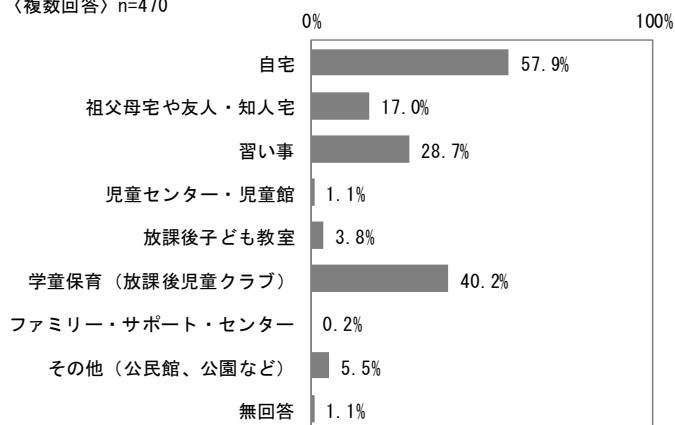


③ 小学生の放課後の過ごし方【現在の状況】

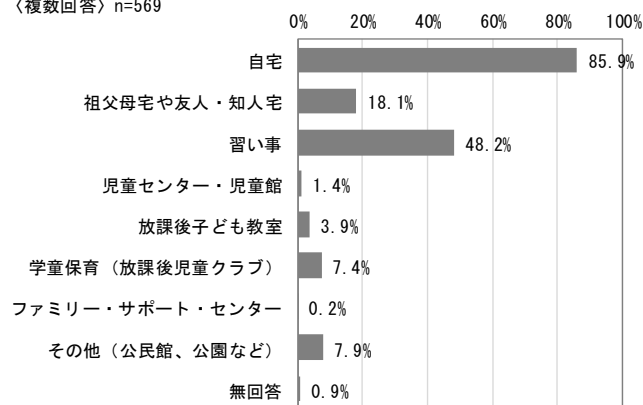


■ 低学年・高学年別

〈複数回答〉n=470



〈複数回答〉n=569



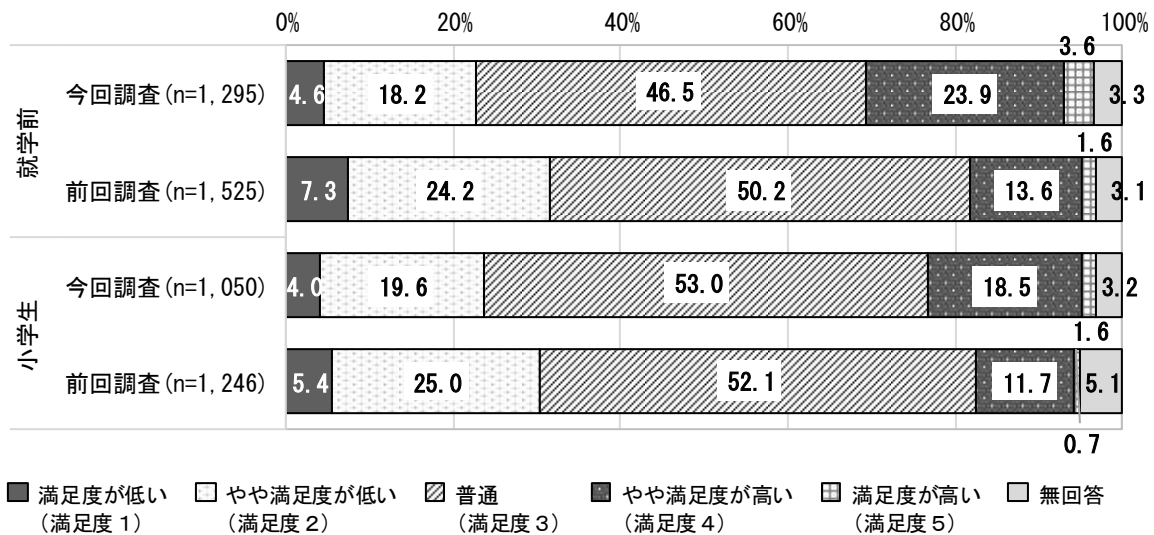
(9) 子育ての環境や支援への満足度

市の子育ての環境や支援の満足度の平均値を前回調査と比較すると、就学前児童の保護者では2.77から3.04となり、0.27ポイント増加、小学生の保護者では、2.76から2.94となり、0.18ポイント増加しました。

(説明)

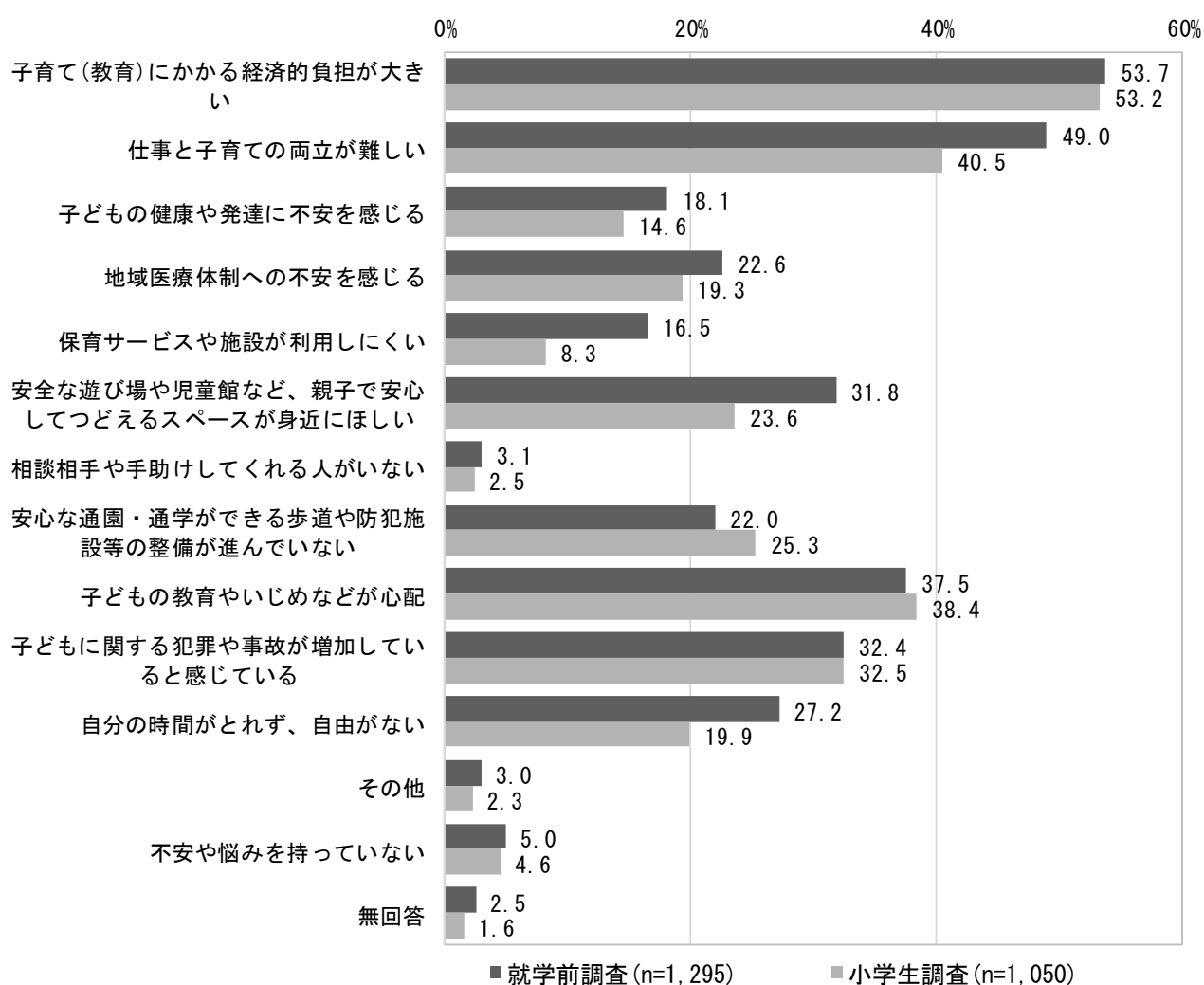
満足度1 1点、満足度2 2点、満足度3 3点、満足度4 4点、満足度5 5点として、点数化しました。

			満足度 1	満足度 2	満足度 3	満足度 4	満足度 5	合計	平均
就 学 前	今回調査	回答者数	59	236	602	309	46	1252	3.04
		評点	59	472	1806	1236	230	3803	
	前回調査	回答者数	111	369	766	207	24	1477	2.77
		評点	111	738	2298	828	120	4095	
			満足度 1	満足度 2	満足度 3	満足度 4	満足度 5	合計	平均
小 学 生	今回調査	回答者数	42	206	557	194	17	1016	2.94
		評点	42	412	1671	776	85	2986	
	前回調査	回答者数	67	311	649	146	9	1182	2.76
		評点	67	622	1947	584	45	3265	

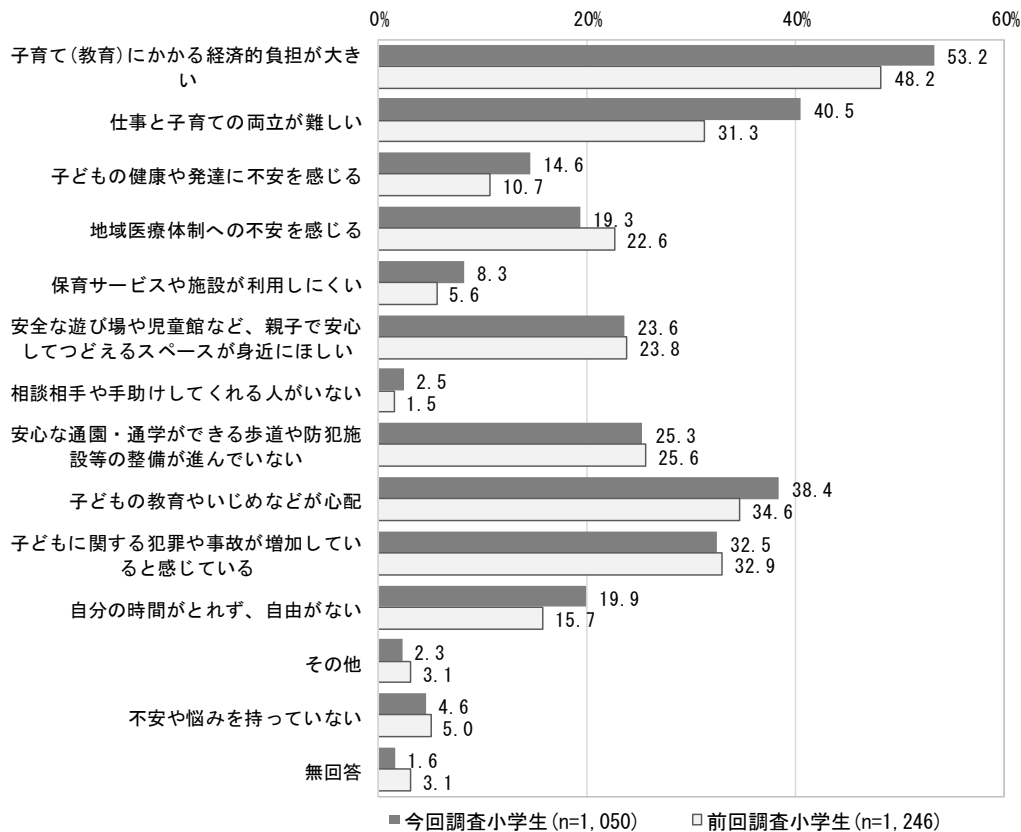
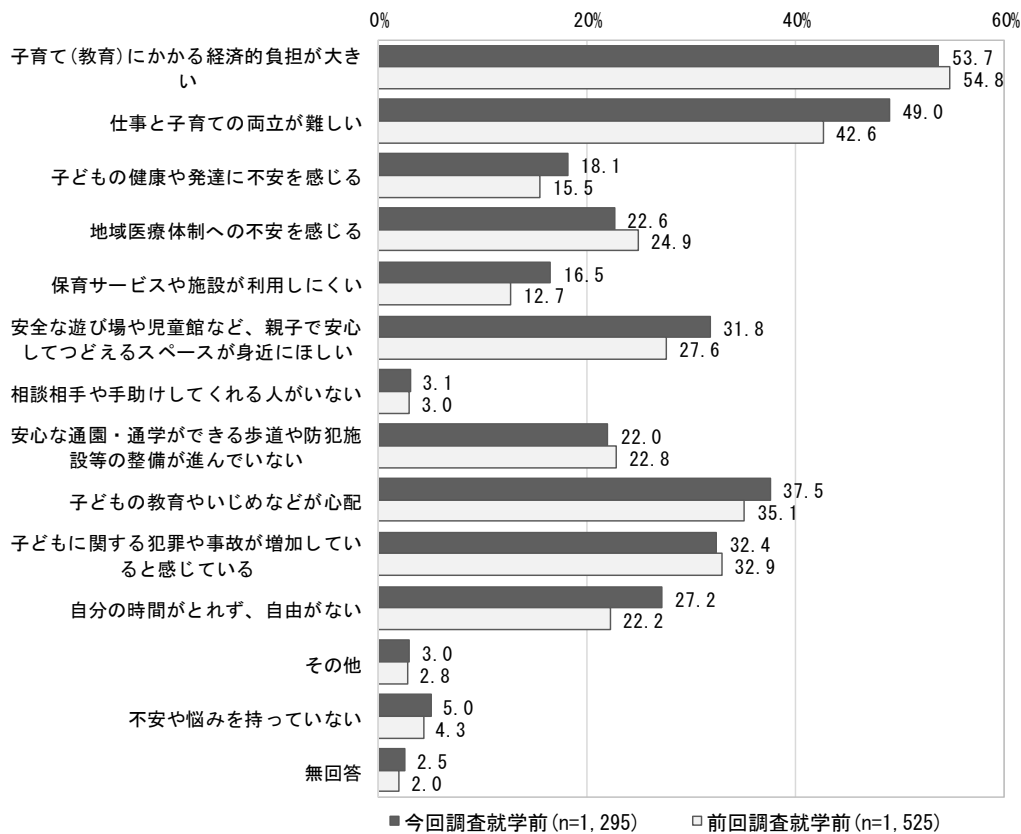


(10) 子育てに関する不安や悩み

子育ての不安や悩みについては、経済的負担が大きいことや仕事と子育ての両立、子どもの教育やいじめ、子どもに関する犯罪や事故などを心配する回答の割合が高くなっています。前回調査と比較すると就学前児童保護者では、「仕事と子育ての両立が難しい」「自分の時間がとれず、自由がない」の割合が前回よりやや高くなっています。小学生保護者では、「子育て（教育）にかかる経済的負担が大きい」「仕事と子育ての両立が難しい」の割合が前回よりやや高く、未就学児、小学生の保護者ともに、仕事と子育ての両立が難しいと感じる割合が前回調査より高くなっています。今後、更なる就労に関する支援や相談体制の充実が求められます。



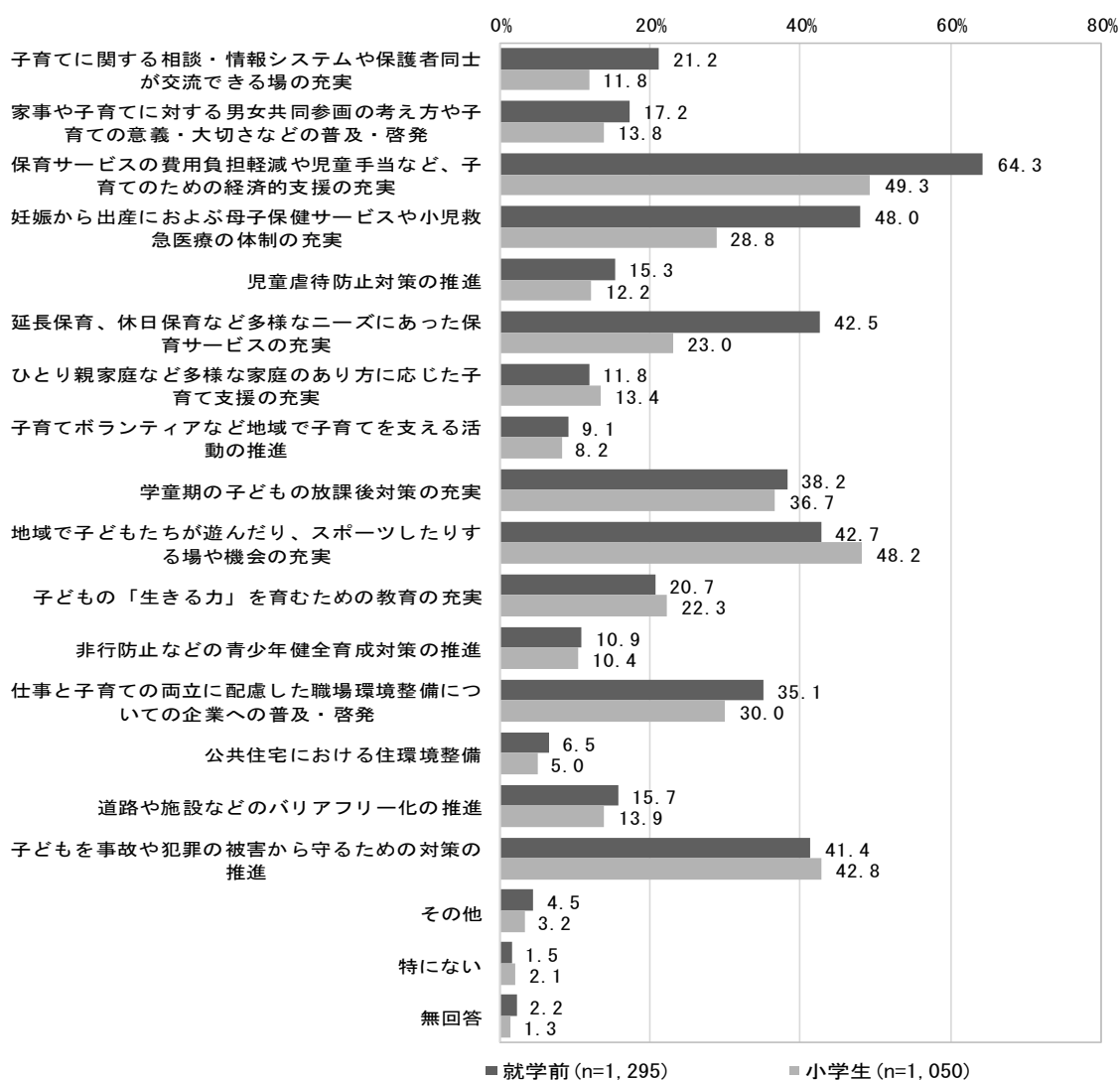
■子育ての不安や悩み（前回比較）



(11) 子育て支援として玉名市に期待すること

市の子育て支援に期待することは、就学前の保護者では「保育サービスの費用負担軽減や児童手当など、子育てのため経済的支援の充実」「妊婦から出産に及び母子保健サービスや小児救急医療の体制の充実」「地域で子どもたちが遊んだり、スポーツしたりする場や機会の充実」「延長保育、休日保育など多様なニーズに応じた保育サービスの充実」、小学生の保護者では「保育サービスの費用負担軽減や児童手当など、子育てのため経済的支援の充実」「地域で子どもたちが遊んだり、スポーツしたりする場や機会の充実」の割合が高くなっています。

前回調査と比較すると就学前の保護者では、「延長保育、休日保育など多様なニーズに応じた保育サービスの充実」が35.0%から42.5%と7.5ポイント、「地域で子どもたちが遊んだり、スポーツしたりする場や機会の充実」が35.8%から42.7%と6.9ポイント、「子どもを事故や犯罪の被害から守るための対策の推進」が34.8%から41.4%と6.6ポイント増加しています。小学生の保護者では、「延長保育、休日保育など多様なニーズに応じた保育サービスの充実」が15.6%から23.0%と7.4ポイント、「地域で子どもたちが遊んだり、スポーツしたりする場や機会の充実」が40.9%から48.2%と7.3ポイント増加しています。



3. 主な教育・保育施設等の状況

(1) 認可保育所の状況

令和元年度現在、市内に、認可保育所は18園（公立4園、私立14園）あります。

平成27年度以降、休園や認定こども園への移行で2園減ったことで入所児童数が減っていますが、入所率は毎年100%を超え、毎年待機児童が発生しています。

【認可保育所の状況】

		H27	H28	H29	H30	R1
保育所数(か所)		20	20	19	18	18
定員(人)	保育所	1,515	1,550	1,550	1,470	1,480
入所児童数(人)	0歳	90	93	88	70	67
	1歳	259	263	277	252	267
	2歳	297	292	302	277	286
	3歳	289	309	318	310	286
	4歳	319	299	313	304	316
	5歳	305	320	298	296	305
	計	1,559	1,576	1,596	1,509	1,527
	3歳未満	646	648	667	599	620
	3歳以上	913	928	929	910	907
待機児童数(人)	3歳未満	2	18	12	28	24
	3歳以上	0	3	0	3	1
	計	2	21	12	31	25
入所児童数/定員		102.9%	101.7%	103.0%	102.7%	103.2%

資料／子育て支援課（各年度4月1日現在）

(2) 幼稚園の状況

令和元年度現在、市内に、幼稚園（認定こども園の幼稚園部分を含む。）は私立が5園あります。在園児数の定員比率は、70%前後で推移しています。

【幼稚園の状況（認定こども園の幼稚園部分を含む。）】

		H27	H28	H29	H30	R1
幼稚園数(か所)	私学助成園	3	3	3	1	1
	施設型給付園				1	1
認定こども園数(か所)		3	3	3	5	5
定員(人)		570	720	720	528	528
園児数(人)	3歳	119	163	162	111	113
	4歳	148	176	167	125	107
	5歳	124	210	183	132	124
	計	391	549	512	368	344
園児数/定員		68.6%	76.3%	71.1%	69.7%	65.2%

資料／子育て支援課（私学助成園：各年度5月1日現在、施設型給付園及び認定こども園：同4月1日現在）

(3) 認定こども園の状況

認定こども園は、平成30年度に幼稚園（私学助成園）と私立保育園がそれぞれ認定こども園に移行したため、令和元年度現在、私立が5園あります。園が増えたことで定員数は増加しており、在園児数の定員比率は100%前後で推移しています。

【認定こども園の状況（幼稚園部分は除く。）】

		H27	H28	H29	H30	R1
認定こども園数(か所)		3	3	3	5	5
定員(人)		159	150	150	322	322
入所児童数(人)	0歳	5	8	5	12	11
	1歳	17	24	31	53	58
	2歳	20	25	33	69	66
	3歳	19	25	32	54	85
	4歳	20	22	30	64	63
	5歳	21	23	24	59	70
	計	102	127	155	311	353
	3歳未満	42	57	69	134	135
	3歳以上	60	70	86	177	218
入所児童数/定員		64.2%	84.7%	103.3%	96.6%	109.6%

※認定こども園は、保育所機能(2号及び3号)のみ掲載。

資料／子育て支援課（各年度4月1日現在）

(4) 認可外保育施設の状況

認可外保育施設は、令和元年10月1日現在、市内5か所（定員120人）となっています。そのうち、企業主導型保育事業は1か所（定員19人）、事業所内保育所は3か所（定員31人）です。

第3章 計画の基本方針

1. 計画の基本理念

すべての子どもたちの笑顔を求めて ～安心して子育てできるまちに～

玉名市子ども・子育て支援事業計画の第1期計画（計画期間：平成27～令和元年度）は、玉名市次世代育成支援行動計画（たまな子育てプラン）との連続性に配慮しつつ、子ども・子育て支援法における計画の目的等を勘案して、基本理念を「子どもたちの笑顔を求めて」としました。本計画では、第1期計画の基本理念を継承するとともに、玉名市の目指す将来像として「すべての子どもたちの笑顔を求めて～安心して子育てできるまちに～」とします。

児童憲章にもあるように、子どもたちは、心身ともに健やかに生まれ、育てられ、その生活が保障されなければなりません。一人ひとりの子どもたちの笑顔が広がることで、家庭や地域、住民の皆さんが活気づき、さらに心が豊かになります。そのためにも、企業や教育・保育サービス事業者、行政等の各主体が連携・協働しながら、関連施策を推進していきます。

なお、その際、子ども・子育て支援法及び基本指針に基づき、保護者が子育ての第一義的責任を有するということを基本的認識としつつ、家庭その他の場において、子育ての意義について理解が深められ、かつ、子育てに伴う喜びが実感されるよう、配慮するものとします。

2. 計画の基本的視点

子育て環境については、核家族化や地域のつながりの希薄化、家庭や地域の「子育てする力」の低下、待機児童の発生など多くの課題がある中で、本市の全ての子どもの幸福を実現するために、保護者がどのように子育てしたいか、どのように暮らしたいか、といった子育て家庭の視点に立った子育て支援を念頭に置き、次に掲げる視点で計画を策定します。

① 待機児童を解消し、質の高い教育・保育を提供します。

本市の人口は減少傾向が続く中で、女性の就業率の増加等で保育ニーズは微増の傾向を示し、平成27年度以降は毎年当度の当初から待機児童が発生しているため、将来必要となるニーズを見極めながら、幼児教育・保育の施設と連携・協力し、その解消が必要です。

一方で、サービスの対象が乳幼児である教育・保育サービスについては、量を確保するとともに、サービスの質を高めていくことも大切です。誰もが使いやすく満足のいくサービスとなるよう、量の確保だけでなく質の向上に取り組みながら、住みよいまち、住みたいまちの実現を目指します。

② 切れ目のない支援の充実を図ります。

妊娠から出産、誕生を経て、乳幼児期、学童～思春期の各成長段階、子育て家庭が孤立することなく、安心して喜びや生きがいを感じながら子育てができるように、医療、行政、子育て支援センター、保育所、幼稚園、子育てサークルなど子育てを支援・応援する多様な機関・団体の連携により切れ目のない支援の充実が必要です。

③ 社会全体で、すべての子どもと子育て家庭を支援します。

子育ては、父母等の保護者が第一義的責任を有するという基本的認識のもとに、地域の中で子どもとその家庭が孤立することのないように、地域みんなで子どもを育て、親を支えていけるような地域づくりが大切です。子育て家庭を重層的に支えるために、子育て関連の施設や団体が連携を強化するとともに、男性の育児参加を促すなどのワーク・ライフ・バランスが実現される就労環境の充実等、地域社会全体で子育てを支援していることが大切です。

3. 保育・教育提供区域の設定

(1) 教育・保育提供区域について

教育・保育提供区域とは、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域であり、地理的条件、人口、交通事情等の社会的条件や教育・保育の整備の状況等を総合的に勘案して設定するものです。

市町村子ども・子育て支援事業計画では、教育・保育提供区域ごとに、教育・保育施設及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策を記載することとなっています。

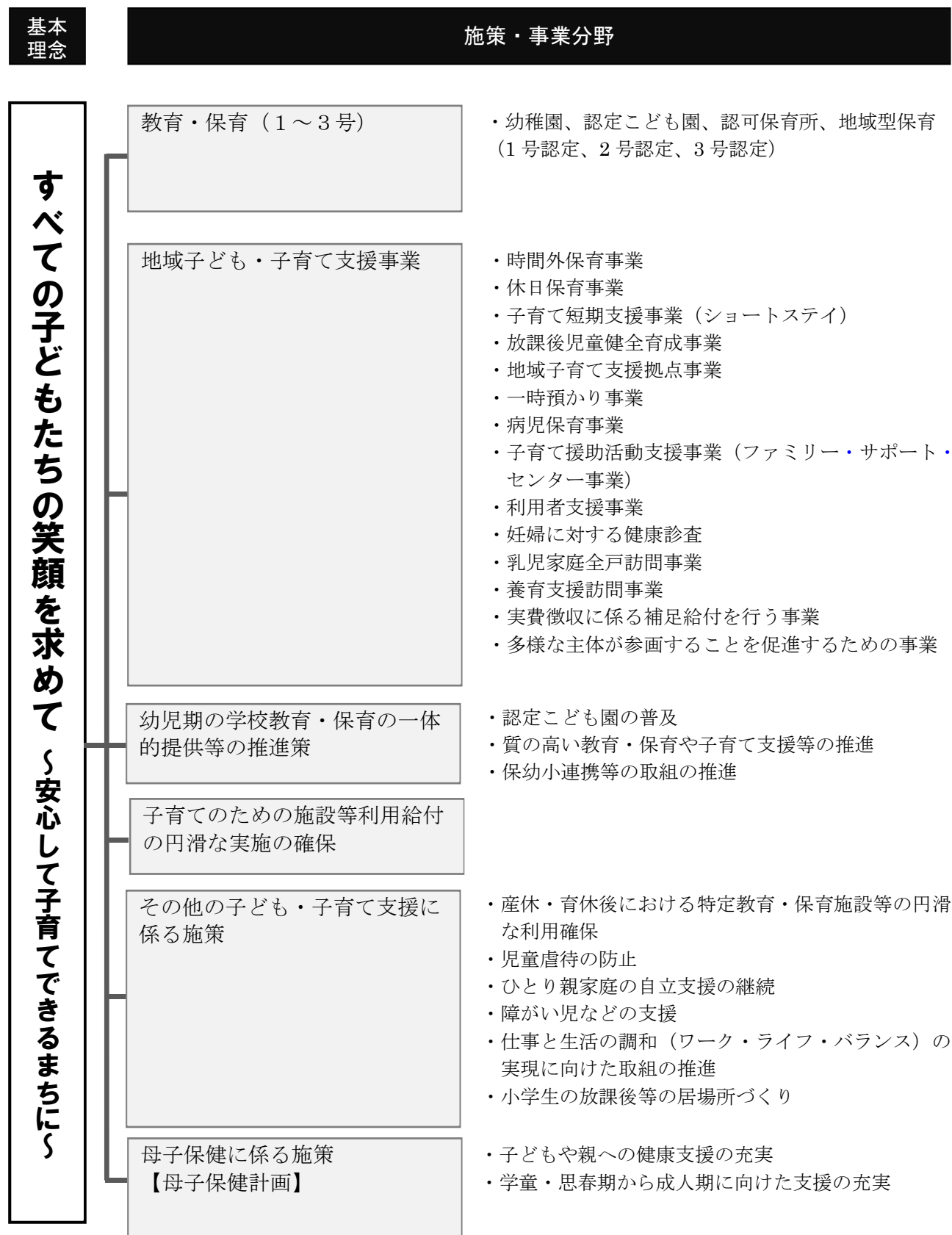
(2) 本市における教育・保育提供区域

本市の子育て中の保護者は、居住地区に関わらず、市内の関連施設を広域的に利用している状況であることから、このような教育・保育の需要動向の特性を勘案し、すべての事業について市全域を提供区域として設定します。

【提供区域の設定】

事業名		提供区域
教育・保育		全市
地域子ども・子育て支援事業	時間外保育事業	全市
	放課後児童健全育成事業	全市
	子育て短期支援事業	全市
	地域子育て支援拠点事業	全市
	一時預かり事業	全市
	病児保育事業	全市
	子育て援助活動支援事業	全市
	利用者支援事業	全市
	妊婦に対する健康診査	全市
	乳児家庭全戸訪問事業	全市
	養育支援訪問事業	全市
	実費徴収に係る補足給付を行う事業	全市
	多様な主体が参画することを促進するための事業	全市

4. 計画の体系



第4章 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業に係る量の見込みと確保の方策

1. 教育・保育（1～3号）

(1) 教育・保育の量の見込みの概要

- ・就学前児童に対して、主に幼稚園や認定こども園、認可保育所、地域型保育事業で教育・保育を行う事業であり、子ども・子育て支援新制度において、1号～3号の認定に基づく給付となっています。
- ・令和元年度現在、市内には幼稚園が2園（うち1園は私学助成園）、認定こども園が5園、認可保育所が18園あります。
- ・量の見込みと確保の方策は、1～3号の認定ごとに、さらに2号認定は教育の利用希望の有無で、3号認定は0歳と1・2歳にそれぞれ区分して整理することとされています。
- ・1～3号ごとの詳細は次頁以降に示しますが、量の見込みの全体像は以下のとおりです。

【教育・保育の量の見込み】

(単位:人)

		平成 30年度 (実績)	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
1号		471	462	458	445	435	428
2号	幼児期の学校教育 の利用希望が強い	0	0	0	0	0	0
	それ以外	1,207	1,192	1,175	1,140	1,115	1,097
	計	1,207	1,192	1,175	1,140	1,115	1,097
3号	0歳	270	274	270	266	260	255
	1、2歳	697	712	700	702	691	678
	計	967	986	970	968	951	933
計		2,645	2,640	2,603	2,553	2,501	2,458

※ 平成30年度(実績)は、年度末

(2) 1号認定

【事業内容】

- ・1号認定は、3～5歳で保育の必要性がなく、教育ニーズが高い認定区分であり、利用サービスとしては、認定こども園や幼稚園が該当します。

【量の見込みと確保の内容】

			令 和 2 年度	令 和 3 年度	令 和 4 年度	令 和 5 年度	令 和 6 年度
①量の見込み			462 人	458 人	445 人	435 人	428 人
②確保の内容	特定教育・ 保育施設	幼稚園	210 人 (1 園)	210 人 (1 園)	210 人 (1 園)	210 人 (1 園)	210 人 (1 園)
		認定こども園 (幼稚園部分)	145 人 (5 園)	145 人 (5 園)	130 人 (5 園)	120 人 (5 園)	120 人 (5 園)
		確認を受けない幼稚園 (私学助成の幼稚園)	120 人 (1 園)	120 人 (1 園)	120 人 (1 園)	120 人 (1 園)	120 人 (1 園)
	小 計		475 人	475 人	460 人	450 人	450 人
	他市町村施設の広域利用		50 人	50 人	50 人	50 人	50 人
	合 計		525 人	525 人	510 人	500 人	500 人
差(②－①)			63 人	67 人	65 人	65 人	72 人

【確保の方策】

- ・認定こども園について、保護者のニーズを勘案しつつ、教育利用や保育利用の意向を充足させるための定員見直しに積極的に対応していきます。
- ・また、周辺市町村の幼稚園・認定こども園への預け入れでも対応していきます。(南関町50人)

(3) 2号認定

【事業内容】

- ・2号認定は、3～5歳で保育の必要性がある認定区分です。教育の利用希望が高いが2号を認定する実態が過去において無いことから、ここでは保育の利用希望が高いものを「量の見込みと確保の内容」とします。

【量の見込みと確保の内容】

			令 和 2 年度	令 和 3 年度	令 和 4 年度	令 和 5 年度	令 和 6 年度
①量の見込み			1,192 人	1,175 人	1,140 人	1,115 人	1,097 人
②確保の内容	特定教育・ 保育施設	認可保育所	856 人 (18 園)	856 人 (18 園)	866 人 (18 園)	880 人 (18 園)	894 人 (17 園)
		認定こども園 (保育所部分)	235 人 (5 園)	235 人 (5 園)	240 人 (5 園)	240 人 (5 園)	240 人 (5 園)
	小 計		1,091 人	1,091 人	1,106 人	1,120 人	1,134 人
	他市町村施設の広域利用		20 人	20 人	20 人	20 人	20 人
	合 計		1,111 人	1,111 人	1,126 人	1,140 人	1,154 人
差(②－①)			▲81 人	▲64 人	▲14 人	25 人	57 人

【確保の方策】

- ・現在の認可保育所（18 園）や認定こども園（保育所部分）の施設改修を支援することにより定員増を図ります。
- ・認定こども園の1号、2号、3号それぞれの定員の見直しを促進します。
- ・さらに、周辺市町村の認可保育所・認定こども園への預け入れでも対応していきます。
(南関町 20 人)

(4) 3号認定

【事業内容】

- ・3号認定は、0～2歳で保育の必要性がある認定区分であり、0歳と1・2歳の2区分に分かれます。

【量の見込みと確保の内容】

＜0歳＞

				令 和 2 年度	令 和 3 年度	令 和 4 年度	令 和 5 年度	令 和 6 年度
①量の見込み				274 人	270 人	266 人	260 人	255 人
②確保の内容		特定教育・ 保育施設	認可保育所	158 人 (18 園)	164 人 (18 園)	178 人 (18 園)	183 人 (18 園)	199 人 (17 園)
			認定こども園 (保育所部分)	34 人 (5 園)	34 人 (5 園)	36 人 (5 園)	36 人 (5 園)	36 人 (5 園)
	特定地域型保育事業		11 人 (3 園)	23 人 (4 園)	23 人 (4 園)	23 人 (4 園)	23 人 (4 園)	
	企業主導型保育施設の 地域枠		3 人 (1 園)	6 人 (2 園)	6 人 (2 園)	6 人 (2 園)	6 人 (2 園)	
	小 計		206 人	227 人	243 人	248 人	264 人	
差(②－①)				▲68 人	▲43 人	▲23 人	▲12 人	9 人

【確保の方策】

- ・現在の認可保育所（18園）や認定こども園（保育所部分）の施設改修を支援することにより定員増を図ります。
- ・入所申込者数と待機児童の発生状況や既存施設の利用定員の増減を考慮しつつ、社会情勢等の見通しも踏まえて、必要に応じて小規模保育事業の認可により利用定員を確保します。
- ・認定こども園の1号、2号、3号それぞれの定員の見直しを促進します。

<1・2歳>

			令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
①量の見込み			712 人	700 人	702 人	691 人	678 人
②確保の内容	特定教育・ 保育施設	認可保育所	491 人 (18 園)	506 人 (18 園)	515 人 (18 園)	515 人 (18 園)	514 人 (17 園)
		認定こども園 (保育所部分)	127 人 (5 園)	127 人 (5 園)	133 人 (5 園)	133 人 (5 園)	133 人 (5 園)
	特定地域型保育事業		25 人 (3 園)	51 人 (4 園)	51 人 (4 園)	51 人 (4 園)	51 人 (4 園)
	企業主導型保育施設の 地域枠		12 (1 園)	18 人 (2 園)	18 人 (2 園)	18 人 (2 園)	18 人 (2 園)
	小 計		655 人	702 人	717 人	717 人	716 人
	他市町村施設の広域利用		10 人	10 人	10 人	10 人	10 人
	合 計		665 人	712 人	727 人	727 人	726 人
	差(②－①)			▲47 人	12 人	25 人	36 人

【確保の方策】

- ・現在の認可保育所（18園）や認定こども園（保育所部分）の施設改修を支援することにより定員増を図ります。
- ・入所申込者数と待機児童の発生状況や既存施設の利用定員の増減を考慮しつつ、社会情勢等の見通しも踏まえて、必要に応じて小規模保育事業の認可により利用定員を確保します。
- ・認定こども園の1号、2号、3号それぞれの定員の見直しを促進します。
- ・また、周辺市町村の認可保育所・認定こども園への預け入れでも対応していきます。
(南関町 1・2歳 10人)

(5) 保育利用率

国の指針により本計画の必須記載事項とされている3号認定における保育利用率（満3歳未満の子ども全体の全体数に占める保育利用定員の割合）については、前頁の確保の内容から以下のとおりとなります。

【3号認定における保育利用率】

	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
推計人口(0～2歳)【A】	1,447人	1,425人	1,419人	1,395人	1,367人
3号認定の利用定員数【B】(※)	871人	939人	970人	975人	990人
保育利用率【B/A】	60.2%	65.9%	68.4%	69.9%	72.4%

(※) Bは「0歳」「1・2歳」の「②確保の内容」の合計値（広域利用予定人数を含む。）

2. 地域子ども・子育て支援事業

(1) 時間外保育事業

【事業内容】

- ・保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、認可保育所等において、保育を実施する事業です。
- ・令和元年度現在、市内の認可保育所 18 園、認定こども園 5 園、地域型保育事業 2 園の全ての園で実施しています（延長保育事業／最長 19 時まで）。

【量の見込みと確保の内容】

	平成 30 年度 (実績)	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
①量の見込み	668 人	696 人	694 人	690 人	676 人	664 人
②確保の内容	— (25 園)	696 人 (25 園)	694 人 (25 園)	690 人 (25 園)	676 人 (25 園)	664 人 (24 園)
差(②－①)	—	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

※量の見込み＝確保の内容として設定

【確保の方策】

- ・教育・保育における2号（保育）・3号認定者の増加や働き方の多様化などにより利用者の増加が見込まれますので、現在の供給体制（全園実施）を維持しながらニーズに対応していきます。

(2) 休日保育事業

【事業内容】

- ・日曜日や祝日などの休日において、保護者が就労している、病気である等の理由により保育することができない家庭の児童を預かる事業です。
 - ・現在、玉名市では休日保育事業を実施している保育所等はありませんが、保護者の就労形態の多様化などでニーズがあることから、事業の実施を推進します。
- ※この事業は量の見込み・確保方策を定めない事業です。

(3) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

【事業内容】

- ・保護者の疾病その他の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。
- ・過去3年間で1人日の利用に留まっています（平成28年度：0人日、平成29年度：1人日、平成30年度：0人日）。

【量の見込みと確保の内容】

	平成 30年度 (実績)	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み	0人日	5人日	5人日	5人日	5人日	5人日
②確保の内容	— (6か所)	5人日 (6か所)	5人日 (6か所)	5人日 (6か所)	5人日 (6か所)	5人日 (6か所)
差(②－①)	—	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日

※量の見込み＝確保の内容として設定

【確保の方策】

- 令和元年度現在、3法人の6施設に委託して実施しています。今後も、現状を維持し、緊急時等の対応が確実にできるようにしていきます。

(4) 放課後児童健全育成事業

【事業内容】

- 保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に児童館や小学校の余裕教室等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。
- 平成30年度現在、市内全16小学校区・18クラブで実施しています。

【量の見込みと確保の内容】

		平成 30年度 (実績)	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み	1年生	214人	273人	268人	268人	266人	256人
	2年生	211人	217人	216人	212人	212人	210人
	3年生	135人	144人	149人	148人	146人	145人
	4年生	80人	94人	86人	89人	88人	87人
	5年生	24人	47人	50人	46人	47人	47人
	6年生	14人	13人	12人	13人	12人	12人
	計	678人	788人	781人	776人	771人	757人
②確保の内容		—	811人	811人	811人	811人	811人
		(18か所)	(18か所)	(18か所)	(18か所)	(18か所)	(18か所)
差(②－①)		—	23人	30人	35人	40人	54人

【確保の方策】

- 現在の18クラブを基本に、各クラブの利用定員を維持することで、必要な利用定員を確保します。

- ・クラブの増設にあたっては、現時点で定員を上回る利用がある校区（玉名町校区、築山校区）や、広範囲の複数校区を対象としているクラブ（2クラブが該当）への対応を優先的に考慮しつつ、各校区の状況に応じた定員確保に努めます。

(5) 地域子育て支援拠点事業

【事業内容】

- ・親子が交流するための事業を実施し、育児不安や子育ての様々な相談を受けながら家庭訪問や子育て支援を行う事業です。
- ・令和元年度では、市内6か所で実施しています（一般型5か所、連携型1か所）。

【量の見込みと確保の内容】

	平成 30年度 (実績)	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み	3,771 人日	4,061 人日	4,001 人日	3,983 人日	3,915 人日	3,837 人日
②確保の内容	— (6 か所)	4,061 人日 (6 か所)	4,001 人日 (6 か所)	3,983 人日 (6 か所)	3,915 人日 (6 か所)	3,837 人日 (6 か所)
差(②－①)	—	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日

※量の見込みは人日/月

※量の見込み＝確保の内容として設定

【確保の方策】

- ・現在よりも多い利用数が見込まれますが、現在の6か所で対応が可能と考えられます。今後も現在の供給体制を維持し、ニーズに対応していきます。

(6) 一時預かり事業

【事業内容】

- ・家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、保育所、認定こども園、幼稚園、その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。
- ・量の見込みは、「幼稚園型」と「幼稚園型を除く」に分けて算出することとされています。

① 一時預かり事業（幼稚園型）

【事業内容】

- ・幼稚園在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）です。

- ・預かり保育は、平成30年度現在、市内の幼稚園・認定こども園2園と市外の幼稚園・認定こども園2園に委託しています。

【量の見込みと確保の内容】

		平成 30年度 (実績)	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み	1号認定による利用	16,966 人日	16,137 人日	15,906 人日	15,444 人日	15,114 人日	14,850 人日
	2号認定による利用	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日
	計	16,966 人日	16,137 人日	15,906 人日	15,444 人日	15,114 人日	14,850 人日
②確保の内容		— (4 園)	16,137 人日 (4 園)	15,906 人日 (4 園)	15,444 人日 (4 園)	15,114 人日 (4 園)	14,850 人日 (4 園)
差(②-①)		—	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日

※量の見込み＝確保の内容として設定

【確保の方策】

- ・教育・保育における1号認定に対応する幼稚園や認定こども園での実施を促進しながら、ニーズに対応していきます。

② 一時預かり事業（幼稚園型を除く）

【事業内容】

- ・就学前児童を対象とした認可保育所等での一時預かりです。
- ・認可保育所（平成30年度は18園中6園が実施）のほか、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）での就学前児童の預かりや、6施設に委託実施している子育て短期支援事業（トワイライトステイ）も当該事業に該当します。

【量の見込みと確保の内容】

		平成 30年度 (実績)	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み		8,143 人日	16,274 人日	16,033 人日	15,749 人日	15,437 人日	15,170 人日
②確保の内容	一時預かり事業	5,392 人日 (6 園)	13,520 人日 (6 園)	13,279 人日 (8 園)	12,995 人日 (8 園)	12,683 人日 (10 園)	12,416 人日 (10 園)
	子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業[就学前])	2,751 人日	2,751 人日	2,751 人日	2,751 人日	2,751 人日	2,751 人日
	子育て短期支援事業 (トワイライトステイ)	0 人日	3 人日	3 人日	3 人日	3 人日	3 人日
差(②-①)		0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日

※量の見込み＝確保の内容として設定

【確保の方策】

- ・保育士不足等の理由により利用希望に対応できていない現状があることから、現在の供給体制（6園）の拡大を図ります。
- ・子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）での就学前児童の預かりは継続して実施します。
- ・子育て短期支援事業（トワイライトステイ）については、これまで利用実績はありませんが、夜間の預かりニーズにも対応できるようにします。

(7) 病児保育事業

【事業内容】

- ・病気回復期の児童を家庭で保育ができないとき、看護師、保育士がいる専用施設内で一時的に預かり、保護者の子育てと就労の両立を支援する事業です。
- ・令和元年度現在、公立玉名中央病院1か所で実施しています（定員6人／日・週5日〔年間240日〕程度開設）。

【量の見込みと確保の内容】

	平成 30年度 (実績)	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み	484人日	1,440人日	1,440人日	1,440人日	1,440人日	1,440人日
②確保の内容	— (1か所)	1,440人日 (1か所)	1,440人日 (1か所)	1,440人日 (1か所)	1,440人日 (1か所)	1,440人日 (1か所)
差(②－①)	—	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日

※確保の内容は定員数

【確保の方策】

- ・現在の供給体制（1施設、定員6人／日）を維持し、利用ニーズに対応していきます。

(8) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）〔就学後〕

【事業内容】

- ・乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者等を会員として、児童の一時預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。
- ・子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）の量の見込みについては、就学前児童（0～5歳）分は(6)の「一時預かり事業」として見込むため、ここでは就学児（6～11歳）分を整理しています。
- ・事業は、玉名市社会福祉協議会に委託して実施しています。

【量の見込みと確保の内容】

	平成 30年度 (実績)	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み	436 人日	508 人日	509 人日	507 人日	501 人日	495 人日
②確保の内容	— (1か所)	508 人日 (1か所)	509 人日 (1か所)	507 人日 (1か所)	501 人日 (1か所)	495 人日 (1か所)
差(②－①)	—	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日

※量の見込み＝確保の内容として設定

【確保の方策】

- ・本事業の実施にあたっては、協力会員の確保が不可欠であるため、就学前児童も含めた利用ニーズに対応できるよう、委託先（玉名市社会福祉協議会）と連携して協力会員の確保に取り組むなど、事業の拡充に努めます。

(9) 利用者支援事業

【事業内容】

- ・子ども又はその保護者の身近な場所で、幼稚園、保育所等の教育・保育施設や地域型保育、企業主導型保育の施設、地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。
- ・本市では、平成26年度から基本型を市内2か所で実施し、それぞれに配置した専従の子育て支援専門員（子育て支援コーディネーター）が、子育てに関する相談等にワンストップで対応しています。
- ・平成29年10月からは、市保健センター内に設置した母子保健型を実施しています。

【量の見込みと確保の内容】

		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
基本型	①量の見込み	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所
	②確保の内容	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所
母子保健型	①量の見込み	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
	②確保の内容	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所

【確保の方策】

- ・現在の実施体制（基本型2か所、母子保健型1か所）を維持し、事業の周知と利用者が相談しやすい体制づくりに努めます。
- ・市内基本型の2か所の事業拠点が共同運用する玉名市子育て応援サイト「たまログ」を周知し、利用促進に努めます。

(10) 妊婦に対する健康診査

【事業内容】

- ・本市では、熊本県・福岡県医師会に委託して、妊婦健康診査受診票（14回）による受診を助成しているほか、その他の都道府県等での受診に対しても出産後の申請により補助金を交付し、受診を勧奨しています。
- ・妊産婦健診結果からハイリスク者（妊娠高血圧症候群、妊娠糖尿病等）を把握し、未受診者には受診勧奨を行うことで、産前産後の保健指導に努め、早産・低体重児出生の予防や母親自身の生活習慣病の予防を図る事業です。
- ・令和元年10月から、早産予防事業として、膣分泌物細菌検査、歯周病検査を追加しました。

【量の見込みと確保の内容】

	平成 30年度 (実績)	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み	507人	502人	498人	493人	488人	484人
②確保の内容	—	502人	498人	493人	488人	484人
差(②－①)	—	0人	0人	0人	0人	0人

※量の見込み＝確保の内容として設定

【確保の方策】

- ・今後も健診受診票交付を継続するとともに、安全・安心な出産に向けて受診勧奨に努めます。

(11) 乳児家庭全戸訪問事業

【事業内容】

- ・生後4カ月までの乳児のいるすべての家庭を保健師・母子保健支援員・母子保健推進員が訪問し、母子保健に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

【量の見込みと確保の内容】

	平成 30年度 (実績)	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み	467人	469人	463人	455人	446人	436人
②確保の内容	—	469人	463人	455人	446人	436人
差(②－①)	—	0人	0人	0人	0人	0人

※量の見込み＝確保の内容として設定

【確保の方策】

- ・対象乳児のいる家庭を確実に把握し、訪問できるよう努めます。

(12) 養育支援訪問事業

【事業内容】

- ・養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。
- ・本市では、育児ストレス、産後うつ状態、若年産婦、ひとり親、未熟児出産等の問題によって、育児に対する不安が強い家庭に対して、保健師、助産師による専門的相談支援を実施しています。不適切な養育状態にある家庭など、虐待のおそれやそのリスクを抱える家庭に対しては、子育て支援課等と連携します。

【量の見込みと確保の内容】

	平成 30年度 (実績)	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み	39人	38人	37人	37人	36人	35人
②確保の内容	—	38人	37人	37人	36人	35人
差(②－①)	—	0人	0人	0人	0人	0人

※量の見込み＝確保の内容として設定

【確保の方策】

- ・対象家庭を確実に把握し、訪問できるよう努めます。

(13) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

【事業内容】

- ・保護者の世帯所得の状況等を勘案して、教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用、又は行事への参加や給食に要する費用等を助成する事業です。
- ・本市は、令和元年10月からの幼児教育・保育無償化に伴い、本事業を導入しています。
※この事業は量の見込み・確保方策を定めない事業です。

(14) 多様な主体が参画することを促進するための事業

【事業内容】

- ・教育・保育施設等に新規参入する事業者に対する相談・助言等の巡回支援や、私学助成（幼稚園特別支援教育経費）や障がい児保育事業の対象とならない特別な支援が必要な子どもを認定子ども園で受け入れるための職員の加配を促進するための事業です。
- ・国の実施要項等を踏まえつつ、地域の教育・保育施設等の事業者の状況等も十分に勘案したうえで、事業の実施について検討していきます。
※この事業は量の見込み・確保方策を定めない事業です。

3. 幼児期の学校教育・保育の一体的提供等の推進策

(1) 認定こども園の普及

認定こども園は、保護者の就労状況及びその変化等によらず柔軟に子どもを受け入れることができる施設であることを踏まえ、幼稚園の提供体制は充足されている一方、保育ニーズ（特に3歳未満児）が増加する中で、保育所では定員を上回る受入れを行っている状況から、幼稚園から認定こども園への移行を支援していきます。

(2) 質の高い教育・保育や地域子ども・子育て支援事業等の推進

乳幼児期の発達が連続性を有するものであること、また、乳幼児期の教育が生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることに鑑み、子どもの健やかな発達を保障するために、幼稚園教諭や保育士等子どもの育ちを支援する者の専門性を高める研修や良質な環境を確保するための施設の整備等を促進して、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の安定的な提供を図ります。

(3) 保幼小連携等の取組の推進

妊娠・出産期からの切れ目ない支援を行うとともに、質の高い教育・保育の提供並びに地域の子育て支援機能の維持・確保等を図るため、幼稚園、保育園、認定こども園、地域子ども・子育て支援事業、その他子ども・子育て支援を行う者同士が密接に連携することが必要です。

そのためには、市は、それぞれの職員同士の意見（情報）交換や研修の場など相互交流が図れるような取り組みを進めます。

なお、現在取り組みを行っている中学校区を単位とした幼稚園・保育所等、小学校、中学校連携セミナーによる保育所や幼稚園から小学校へ、及び小学校から中学校への地域の実情に応じた円滑な移行や、連携カリキュラムの作成による連携を推進し、今後も幼保小の連携強化を図ります。

4. 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

新制度未移行幼稚園（私学助成幼稚園）の利用や共働き等家庭を対象とした認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業などの子育てのための施設等利用給付については、制度の周知や給付要件の調査を実施するなど公正かつ適正な給付の確保に努めます。

また、給付方法については、保護者の経済的負担や利便性等を勘案し、施設等による代理受領の実施を検討するとともに、給付の実施回数については、年4回とします。

第5章 その他の子ども・子育て支援に係る施策

1. 産休・育休後における特定教育・保育施設等の円滑な利用確保

育児休業満了後の預け先について、希望する保護者が教育・保育事業を利用できるよう計画的に提供体制を整備し、安心して子育てできる環境を整えます。

また、利用者支援事業の周知と利用者が相談しやすい体制づくりに努め、産前・産後休業、育児休業期間中の保護者への情報提供や相談対応の充実を図ります。

【主な具体的事業】

事業名	事業内容	担当課
利用者支援事業	利用者支援において、産休・育休明けのサービス利用について情報提供・相談対応を行います。 【第4章-2-(9) 参照】	子育て支援課

2. 児童虐待の防止

全ての子どもは、適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立が図られること等を保障される権利を有します。

児童虐待は、その権利を否定するとともに、子どもの心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えます。

市は、児童虐待の防止等に向けて、子どもの保護者とともに、子どもが心身ともに健やかに育成する責任を負うことを十分に自覚しながら、住民に最も身近な保健・福祉の相談窓口として、関係機関と連携のもと子どもを取り巻く様々な問題に的確かつ迅速に対応し、子どもの権利利益の擁護に資するために適切な支援・援助を行います。

(1) 関係機関との連携及び相談・支援体制の強化

市内には、子育て支援センター、児童館、子育て広場などの地域で子育てに係る活動を行っている施設・団体、民生委員・児童委員（主任児童委員）、保育所、幼稚園、認定こども園、小中学校など、子どもの発達段階に応じて関わる様々な機関のほか、医療機関や警察など支援が必要な子どもの早期発見に重要な役割を担う機関が存在しています。

そのような多様な機関を結び付けるネットワークの構築を行い、そのネットワークの中核として玉名市要保護児童対策及びDV防止対策等地域協議会において、適切な支援・援助を実施します。

そして、市は、市民に一番身近な公的機関として関係機関とともに、誰もが気軽に相談・支援を求められる工夫や雰囲気づくりと組織体制の強化とともに、対応する職員一人ひとりのスキル向上に努めます。

(2) 発生予防、早期発見、早期対応等

妊産婦指導、乳幼児健康診査、新生児訪問等の母子保健事業や乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業等の子育て支援事業において、児童虐待防止の視点を強化し、虐待のリスクが高い家庭等養育支援を必要とする家庭を早期に発見して適切な支援を行うことができるように市の体制を整えます。

(3) 社会的養護施策との連携

子どもや家庭をめぐる問題は複雑・多様化しており、問題が深刻化する前の早期発見、早期対応、子どもや家庭に対するきめ細かな支援が重要となっているため、児童相談所、児童福祉施設、県女性相談センター等の関係機関と連携を図るとともに、各機関の機能や仕組等についても関連制度等についての的確に把握して、その積極的な活用を図ります。

【(1)～(3)に係る主な具体的取組】

取組の名称	内 容	担当課
要保護児童対策及びDV防止対策等地域協議会	児童相談所、医師会をはじめ20機関で構成し、関係機関が当該児童等に関する情報や援助方針を共有し、適切な連携のもとに対応を図ります。 特に、実務者会議について開催方法の見直しを図り、その役割を明確化するとともに関係機関による連携の強化と円滑な支援を推進します。	子育て支援課
虐待事例の相談・報告	市は、児童相談所の技術的援助及び助言を受け、警察署等の関係機関と連携しながら、迅速に適切な措置を行います。	子育て支援課
児童虐待等に関するケース相談・訪問	「子ども家庭支援拠点」を設置し、「子育て世代包括支援センター（母子健康包括支援センター）」との連携強化と職員の資質向上により、支援が必要な家庭の早期発見に努めるとともに、いつでも相談できる第一義的な相談窓口として支援体制を整備していきます。	子育て支援課 保健予防課
母子保健事業による虐待予防や早期発見の推進	乳幼児健診等により、健やかな身体と心の発育発達及び保護者が安心して子育てができるように育児不安の軽減等を目的に支援を行います。	保健予防課

3. ひとり親家庭の自立支援の継続

ひとり親家庭の自立を支援し生活の安定と向上を図り、子どもの健全な成長を保障するため、母子及び父子並びに寡婦福祉法、同法に基づく国の基本方針、熊本県ひとり親家庭等自立促進計画等の定めるところにより、子育て・生活支援、就業支援、経済的支援など、総合的な自立支援を行います。

【主な具体的取組】

取組の名称	内 容	担当課
ひとり親家庭等に対する相談・情報提供体制	市福祉事務所の相談員によりひとり親家庭等の相談に対応しているほか、広報紙や市ホームページ等で関連事業の情報を提供しています。相談内容は生活一般や子育てに関することが多く、複雑多様化する傾向にあることから、関係各課間や関係機関等との連携と情報共有を強化しながら、適切な相談・情報提供の実施を図ります。	子育て支援課
高等職業訓練促進給付金事業	母子家庭の母または父子家庭の父に対して、就職に有利な資格の取得を支援するための養成訓練期間中の一定期間において、訓練促進費を支給する事業であり、ひとり親家庭の自立支援の一環として、今後も継続して実施し、制度の周知と利用促進を図ります。	子育て支援課
自立支援教育訓練給付金事業	母子家庭の母または父子家庭の父が自主的に行う職業能力開発を支援するもので、雇用保険の教育訓練給付の受給資格を有していない人が、市が指定する教育訓練を受講し、修了した場合に、その経費の一部を支給する事業であり、ハローワーク等と連携して、資格取得後の就労支援の充実に努めます。	子育て支援課
ひとり親家庭等に対する医療費の助成	母子・父子家庭等の自立支援の一環として、医療費の助成を行っており、今後も制度の周知と利用促進に努めるとともに、現物給付の導入など、より利用しやすい仕組みづくりについて検討します。	子育て支援課
保育の優先的利用	これまでも保育所の入所選考時に、ひとり親家庭などを優先的に取り扱っており、今後も保育の優先利用に配慮していきます。	子育て支援課
ひとり親家庭等に対する放課後児童健全育成事業利用料の補助	ひとり親家庭等に対し、放課後児童健全育成事業利用料の一部を補助し、生活支援を行うものであり、今後も継続して実施し、制度の周知と利用促進を図ります。	子育て支援課

4. 障がい児施策の充実

乳幼児健診などの母子保健事業や保育所、幼稚園、認定こども園などでの教育・保育活動において、障がいの早期発見のための体制の充実を図り、関係機関との連携を強化しながら早期療育につなげます

障がい受容の観点などから、児童・生徒や保護者などの個々の状況に応じた相談支援を丁寧に進めながら、適切な療育の場や発達支援の機会につなげます。

医療的ケアの必要な子どもが適切な支援を受けられるように、保健、医療、障がい福祉、保育、教育などの関係機関等が連携を図ります。

【主な具体的取組】

取組の名称	内 容	担当課
玉名市障がい者計画（玉名市障がい福祉計画、玉名市障がい児童福祉計画）の推進	第3期玉名市障がい者計画（第5期玉名市障がい福祉計画、第1期玉名市障がい児童福祉計画）に基づき、障がい児関連施策を総合的に推進していきます。	総合福祉課
発達障がい児への支援	就学前児童を対象とした「児童発達支援事業」、学齢児を対象とした「放課後等デイサービス」の通所支援を実施します。 障がい児施設で指導経験のある児童指導員等が保育所等を訪問しスタッフに対し専門的な支援を行う「保育所等訪問支援」が円滑に利用できるよう関係機関と連携して体制の構築を進めます。 また、児童発達支援センターを中心に通所支援を実施する事業所との緊密な連携体制の整備を図ります。	総合福祉課
教育・保育施設における障がい児の受入れ	待機児童が発生する中で、保育士の加配等の必要性から障がい児の受入れに支障が出ている現状があるため、今後、保育士等の確保を図り、認定こども園、幼稚園、保育所における障がい児等特別な支援が必要な子どもの受入れを推進します。	子育て支援課
障がい児の就学支援	障がいのある子どもについて、人権に配慮した教職員の正しい理解を深めるとともに、障害者差別解消法に基づく合理的配慮の考え方を踏まえ、指導方法、指導内容、教材などを工夫しながら、一人ひとりの教育課題に的確に対応し、その可能性を最大限に発揮できるようにします。 学校での学習や生活面で支障をきたさないよう、特別支援教育支援員などの人的配置の充実を図るとともに、多目的トイレやスロープを設置するなど、学校教育施設のバリアフリー化を進めます。	子育て支援課 総合福祉課 保健予防課 教育総務課

取組の名称	内 容	担当課
特別支援教育の推進	ニーズが増加傾向にある特別支援教育について、特別支援教育支援員の育成等により、体制の充実や受け皿の確保につなげます。 特別支援教育コーディネーターを中心とした研修の機会を設け、教職員が障がいの特性を理解し、支援が必要な児童生徒への適切な関わり方や指導方法を身に付けます。 児童生徒の教育について不安を抱える保護者に向けて、相談等の支援を推進することで、保護者の不安の解消や、児童生徒にとってよりよい教育環境の整備につなげます。 特別支援教育などの支援が必要な児童生徒について、保護者に対してその意義が重要性の啓発、相談支援等により理解を促進し、児童生徒にとってよりよい教育環境の確保につなげます。	教育総務課

5. 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向けた取組の推進

子育て中でも仕事と家庭を両立したいと考える人は確実に増加しています。一人ひとりが、それぞれの家庭や心身の状況に合わせて仕事を続けるためには、柔軟な働き方を認める環境が必要です。そのような仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）のとれた生活が実現できるよう、企業や労働者に対して、働き方の見直しや仕事と子育てを両立しやすい職場環境づくり等について、啓発に努めます。

また、出産した女性が仕事を続けるには育児休業取得が不可欠です。一定規模以上の企業では、「次世代育成支援対策推進法」に基づき、従業員の仕事と子育ての両立を図るための雇用環境、子育てを含めた多様な労働条件の整備等について計画期間、目標、目標達成のための対策及びその実施時期を一般事業主行動計画として策定し、取り組むこととされています。市内事業所においても、育児休業取得を含め、仕事と生活の調和の実現に対する理解を深める取り組みが求められます。

育児休業については、厚生労働省が発表した平成30年度の雇用均等基本調査によると、女性の取得率が8割台で推移している一方で、男性の取得率は6%の低い水準です。企業が従業員の多様な働き方に理解を示し、従業員が働きやすい職場環境を整えることが重要です。あわせて、男性の仕事と育児の両立の促進を図るとともに、男性の育児休業取得に関する社会的な機運の醸成が必要です。

本市では、「玉名市男女共同参画条例」において、仕事と生活の調和がとれる職場環境の改善について企業の責務を謳っており、この条例や「第3次玉名市男女共同参画計画」の内容を広く啓発しながら、子育て中の保護者が働きやすい環境づくりに対する理解・協力を求めています。

【主な具体的取組】

取組の名称	内 容	担当課
企業への多様な働き方推進のための啓発	多様な働き方を導入することで企業にとっても人材確保や離職防止といったメリットが得られることを企業に向けて発信し、多様な働き方が広がるよう広報します。	人権啓発課 商工政策課
男性にとっての男女共同参画の推進	男性にもたらし労働環境等からの重圧や心身の健康問題も考慮しながら、男性にとっての男女共同参画を推進します。	人権啓発課 総合福祉課 総務課
育児休業制度等の周知と利用促進	男女がともに仕事と子育ての両立ができるように事業者や就業者への育児休業制度の周知を図ります。特に男性の育児休業等の取得が促進されるよう啓発を進めることで、育児に積極的な男性「イクメン」育成に努めます。また、事業所に対して育児休業制度の導入による離職防止効果等を発信し、積極的な導入と取得を促します。	人権啓発課 商工政策課 総務課

第6章 母子保健に係る施策【母子保健計画】

本章は、国の「健やか親子21」（わが国の21世紀における母子保健に関する国民運動計画）の趣旨を踏まえた「市町村母子保健計画（健やか親子21地方計画）」として整理している。

1 子どもや親への健康支援の充実

生涯を通じ健やかで心豊かに生活するためには、妊娠中や子どもの頃からの健康、つまり、次世代の健康が重要です。妊娠前・妊娠期の心身の健康づくりを行うとともに、子どもの健やかな発育とより良い生活習慣を形成することで、成人期、高齢期等の生涯を通じた健康づくりを推進していくことができます。また、子どもが成長し、やがて親となり、その次の世代を育むという循環においても、子どもの健やかな発育や生活習慣の形成が、その基礎となります。

近年、核家族化や地域のつながりの希薄化等により、育児不安・育児ストレスを抱える母親や産後うつが増えています。また、若年妊婦・ひとり親・高齢妊婦や精神疾患等、支援が必要な妊婦等も多く見られ、継続した丁寧な関わりが大切です。

低出生体重児は、平成30年度53人生まれています。低出生体重児は、様々な合併症のほか、発達障がいや成人期の生活習慣病等の発症が高くなるといわれており、発症予防のためには妊娠中の健康管理が必要です。

また、妊娠高血圧症候群や妊娠糖尿病等は、将来、生活習慣病を発症する危険性が高いといわれており、産後も継続した健康管理が必要です。

乳幼児健診や保育所・幼稚園・学校等で「落ち着きがない」「コミュニケーションがとりづらい」「集団行動がとれない」といった子どもが増えています。また、多様化する労働環境等により親と子の生活リズムの乱れや携帯電話等で遊ぶ子どもの低年齢化等、メディアの影響が顕著になってきています。このような状況を踏まえ、関係機関が連携して、親への意識啓発や子どもの成長に適した支援を行うことが必要です。

(1) 切れ目ない妊産婦・乳幼児への保健対策

○母子健康手帳交付時の要支援妊婦等の把握や、保健師・母子保健支援員・母子保健推進員による家庭訪問を行うとともに、産後うつ等医療機関や子育て支援センターとの連携を図り、早期から継続した支援を行います。

○低出生体重児の発症予防対策として、母子健康手帳交付時の健康教育の充実や妊婦健診費用の助成、妊婦健診結果に基づいた妊産婦の保健指導の充実に取り組みます。

○子どもの健やかな発育・発達を促し、保護者が安心して子育てできるための支援として、育児学級や育児相談の充実と乳幼児健診の充実に取り組みます。

○思春期から妊娠・出産・子育て期における母子保健の充実のために、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援などを通じて、妊産婦にきめ細やかに支援し、地域の母子保健関係機関等とともに「安心感」の醸成を図ります。

(2) 子どもの健やかな成長を見守り育む地域づくり

- 母子保健推進員の活動と育成を図ります。
- 母子保健関係者とのネットワーク構築を図ります。

(3) 育てにくさを感じる親に寄り添う支援

- 母子保健事業を通して健康的な生活リズムやメディアの影響について意識啓発を行います。
- 子どもの発達に関する相談機会の充実を図ります（乳幼児健診時の心理士や療育相談員による相談、子育て支援課心理士の保育所支援）。
- 発達に不安を持つ子どもと保護者に対して、乳幼児期・学童期の関係者が継続して支援できるように連携を図ります。

【（１）～（３）に係る主な具体的取組】

取組の名称	内 容	担当課
利用者支援事業 （母子保健型）	母子健康手帳の交付時から全妊婦の背景及び妊婦健診状況などを継続的に把握し、妊娠・出産・育児に関する相談に応じます。支援を必要とする妊産婦には、支援プランを策定し、保健・医療・福祉などの地域の関係機関と連携し、継続的な支援を行います。 また、医療機関等とのネットワークを構築し、妊娠・出産・子育ての課題の共有や支援体制及びそれぞれの役割を検討します。	保健予防課
母子健康手帳交付	母子保健支援員と連携し、妊婦やその配偶者等が安心して出産を迎えられるように、母子健康手帳を個別面談にて交付し、早期からの継続した支援を行っています。 妊婦が肥満・妊娠高血圧症候群・妊娠糖尿病・やせによる胎児への影響を知り、自ら健康管理ができ、安心して出産に臨めるように保健指導の充実を図ります。 ハイリスク妊婦（若年・高齢・未婚・望まない妊娠、妊娠高血圧症候群、精神疾患の既往等）の把握に努め、適切な支援の実施に努めます。	保健予防課
産婦・乳児家庭全戸訪問事業	利用者支援事業と連動し、産後２か月前後の乳児家庭に対し保健師または助産師が家庭訪問を行っています。 乳児の健やかな発育の支援により、育児不安の軽減に努めます。また、妊婦健診の結果に基づき、生活習慣病予防のために適切な支援を行います。 産後うつ等のハイリスク者に対しては、母子保健支援員や関係機関と連携を図り、適切な支援の実施に努めます。	保健予防課

取組の名称	内 容	担当課
妊婦健康診査費助成	全妊婦に妊婦健康診査費助成を実施しています。医療機関との連携を継続して実施し、健診結果よりハイリスク妊婦（妊娠高血圧症候群・妊娠糖尿病、健診未受診者等）を把握し、保健指導を行い早産・低体重児出生・生活習慣病等の予防を図ります。	保健予防課
母子保健推進員活動育成事業	母親等の身近な相談相手として、妊産婦や乳幼児の家庭を訪問します。母子保健推進員の資質向上のために定例会や研修会を実施し、育成・支援を行います。	保健予防課
乳幼児健診	健やかな心身の発育発達及び親が安心して月齢に応じた子育てができるように、4か月児、8か月児、1歳8か月児、3歳6か月児を対象に毎月健診を実施しています。 親が子どもの発達段階に応じた育児の仕方について学び、育児不安が軽減できるような健診内容の充実を図ります。 健診未受診者への受診勧奨と実態把握を確実にします。 支援が必要な子どもには、保護者や関係機関とともに支援の方向性の共有を図ります。	保健予防課
のびのび子育て栄養相談	乳幼児健診後のフォローや、一人ひとりの悩みや心配事について一緒に考え、安心して楽しく子育てができるように、保健師、助産師、栄養士、歯科衛生士等が支援していきます。	保健予防課
発達相談及び就学への支援	支援が必要な子どもに、適切な関わりができるように保育園・幼稚園と連携を図っており、必要時、心理士による個別の発達相談につなげています。幼児健診においても保護者に同意を得ながら、支援者が連携し、必要時就学へのつなぎを行っています。引き続き、体制の充実を図ります。	子育て支援課 保健予防課 教育総務課
育児講座	「はじめての赤ちゃん和妈妈のための育児講座」を玉名郡市医師会 NP ありあけ班と共催で実施しています。初産婦の母親が親として必要な知識を学び、他の母親と悩みを共有することで不安を解消し、仲間づくりの場となるよう努めています。	保健予防課
「“子ども・若者とメディア”を考える会」との連携	有明地域において、子どもや若者に関わる関係者で開催している「“子ども・若者とメディア”を考える会」の例会・運営委員会に参加し、関係団体と連携して母子保健の充実を図ります。	保健予防課 子育て支援課

取組の名称	内 容	担当課
食育	乳幼児期から正しい食習慣を定着させるために、乳幼児健診や離乳食・幼児食の相談等で栄養バランスのとれた食生活の啓発を図っています。玉名市食育推進計画に基づいて、食育の方向性や具体策を協議しており、今後も地域の食育関係団体等と連携しながら食育を推進します。	保健予防課 子育て支援課
予防接種	予防接種法に基づき、各種予防接種を実施しています。予防接種を適正に受けるための周知啓発を図るとともに、医療機関と連携し、予防接種を受けやすい体制づくりと過誤発生防止に努めます。	保健予防課
乳幼児歯科保健の充実	乳幼児健診時に歯科医師による診察、歯科衛生士による歯科指導を実施しています。特に乳歯咬合の完成期である3歳児のむし歯保有率の改善は、乳幼児の健全な成長のために不可欠であるため、今後も乳児期からの歯の健康についての歯科指導の充実を図ります。	保健予防課
フッ化物洗口事業	生え始める永久歯の歯質の強化とむし歯予防対策として、市内の保育園・幼稚園及び学校でフッ化物洗口を実施しています。学校については平成27年度から全小中学校で開始していますが、一部の園で未実施であるため、全園実施をめざし、引き続き勧奨を行っていきます。また、安心安全なフッ化物洗口事業が、継続実施できるよう支援していきます。	保健予防課 子育て支援課 教育総務課
一般不妊治療費助成事業	不妊症と診断された夫婦を対象に、一般不妊治療のうち人工授精に要する費用の一部を助成することで、不妊治療を受けられる夫婦の経済的負担の軽減を図ります。	保健予防課
子ども医療費助成制度	疾病の早期治療を促進することによって、子どもの健康保持と健全な育成を図るとともに、子育て家庭の経済的負担の軽減と子育てしやすい環境づくりを目的としています。平成26年度から中学校修了までの子どもを対象に保険診療に係る一部負担金の全額を助成しています。	子育て支援課

2. 学童・思春期から成人期に向けた支援の充実

思春期は、心身ともに大きく成長する時期であり、思春期特有の心の問題をはじめ、性・喫煙・飲酒、薬物乱用等に関する問題への対応も必要です。

また、近年、10代の妊娠・出産も増加傾向にあり、事後的に個別支援を実施していますが、今後、次世代への妊娠・出産・育児の正しい知識の普及とともに、家庭・教育現場・地域への意識啓発と連携が必要となります。

本市では、小・中・高校等からの依頼により、命の大切さ等について講話や保護者の相談対応を行っています。

また、近年、学童期から思春期、または成人期に至るまでのひきこもり状態の子どもが見受けられ、本人だけでなく、親や周囲の不安は大きく、社会的にも課題となっています。適切な時期に適切な支援が受けられる環境が必要となります。

このような学童期・思春期等の心身の成長に係る課題に対応し、児童・生徒自らが、より良い将来を生きるため、心身ともに健康的な生活の維持・向上に取り組めるよう、多分野の協働による支援の充実が必要です。

【主な具体的取組】

取組の名称	内 容	担当課
小・中・高校における健康教育	学校からの依頼により、随時、命の大切さ及び性・妊娠出産等について講話を行っており、今後も継続して実施していきます。	教育総務課 総合福祉課 保健予防課
課題を持つ子どもの親の相談支援	課題を持つ子どもの親の相談等に対応し、関係機関と連携し支援していきます。	教育総務課 子育て支援課 総合福祉課 保健予防課
引きこもり児童の支援	保護者の都合やしつけの考え方により、社会との関わりを持ちにくい児童や依存症を持つ児童に対して支援していきます。	総合福祉課 子育て支援課 教育総務課

資 料 編

1. 玉名市子ども・子育て会議条例

平成 25 年 9 月 30 日
条例第 32 号

（設置）

第 1 条 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 77 条第 1 項の規定に基づき、子ども・子育て支援に関する施策を調査審議するため、玉名市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を設置する。

（定義）

第 2 条 この条例で使用する用語は、法において使用する用語の例による。

（所掌事務）

第 3 条 子ども・子育て会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 法第 77 条第 1 項各号に規定する事務に関する事。
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項に関する事。

（組織）

第 4 条 子ども・子育て会議は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命した委員 15 人以内をもって組織する。

- (1) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 子どもの保護者
- (4) 前 3 号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

（任期）

第 5 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

（会長）

第 6 条 子ども・子育て会議に会長 1 人を置く。

2 会長は、委員の互選によってこれを定める。

3 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

（会議）

第 7 条 子ども・子育て会議の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 子ども・子育て会議の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 子ども・子育て会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（意見の聴取）

第8条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

（庶務）

第9条 子ども・子育て会議の庶務は、健康福祉部子育て支援課において処理する。

（委任）

第10条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成25年10月1日から施行する。

（施行時の会議の招集）

2 第7条第1項の規定にかかわらず、この条例の施行後最初に開く子ども・子育て会議の会議については、市長が招集する。

（玉名市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

3 略

2. 国の動向

第1期計画策定以降における、国の制度等の主な動向は、次のとおりとなります。

時期	法律・制度等	内 容
平成27年 (2015)	子ども・子育て支援法関連3法 施行	・子ども・子育て支援事業計画の策定が明記
	保育士確保プラン	・加速化プランの確実な実施に向け、平成29年度末までに7万人分の保育士を確保（平成27年に9万人分に拡大）
	少子化社会対策大綱改定	・子育て支援施策の一層の充実、結婚・妊娠・出産・子育てについて、切れ目のない支援、多子世帯への一層の配慮、男女の働き方改革、地域の実情に即した取り組みの強化
	次世代育成支援対策推進法	・令和7年（2025年）3月末まで時限立法を延長
平成28年 (2016)	子ども・若者育成支援推進大綱	・子ども・若者育成支援施策に関する基本的な方針を提示
	児童福祉法の一部改正	・子どもの権利条約を踏まえ、子どもが権利の主体であることを明言 ・児童虐待対策の強化 ・子育て世代包括支援センターの法制化
	ニッポン一億総活躍プラン	・保育士の処遇について、新たに2%相当の改善 ・平成30年度以降も保育の確保に取り組む。
	切れ目のない保育のための対策	・待機児童の解消に向けて取り組む市町村を支援するため、施設整備や入園予約制、保育コンシェルジュの展開などを明確化
平成29年 (2017)	子育て安心プラン	・令和2年度（2020年度）末までに全国の待機児童を解消し、待機児童ゼロを維持しつつ女性の就業率80%の達成を目指す。
	新しい経済政策パッケージ	・「人づくり改革」において、教育・保育の無償化、待機児童の解消、高等教育の無償化などを掲げる。
平成30年 (2018)	子ども・子育て支援法の一部改正	・保育充実事業の実施、都道府県における協議会の設置、教育認定子どもの利用者負担の引き下げ。
	基本指針の改正	・企業主導型保育や幼稚園の長時間預かり保育利用の取り扱いの変更を明示
令和元年 (2019)	幼児教育・保育の無償化	・令和元年（2019年）10月からすべての3歳以上の子どもの保育料が月額3万7千円まで（幼稚園は月額2万5,700円まで）無償化。（0～2歳児については、住民税非課税世帯のみが月額4万2千円まで無償化の対象） ・認可外保育施設については、保育の必要性の認定を受けた子どもが無償化の対象

3. 子ども・子育て支援新制度等に関する用語の解説

用語	解説
子ども・子育て関連3法	①「子ども・子育て支援法」（以下、法という。） ②「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供に関する法律の一部を改正する法律」（認定こども園法の一部改正） ③「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（関係法律の整備法：児童福祉法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律ほかの一部改正）
市町村子ども・子育て支援事業計画	5年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画をいい、新制度の実施主体として、特別区を含めた全市町村が作成することになる。（法第61条）
子ども・子育て会議	子ども・子育て支援法第77条第1項で規定する市町村が条例で設置する「審議会その他合議制の機関」を言う。本会議は、区長の諮問に応じて答申する合議制の諮問機関（地方自治法第138条の4第3項で定める区長の付属機関）。
幼保連携型認定こども園	学校教育・保育及び家庭における養育支援を一体的に提供する施設とし、学校及び児童福祉施設としての法的位置付けを持つ単一の施設であり、内閣府が所管する。設置主体は、国、自治体、学校法人、社会福祉法人に限られる（株式会社等の参入は不可）。（認定こども園法第2条） ※ここで言う「学校教育」とは、現行の学校教育法に基づく小学校就学前の満3歳以上の子どもを対象とする幼児期の学校教育を言い、「保育」とは児童福祉法に基づく乳幼児を対象とした保育をいう。
子ども・子育て支援	全ての子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、国若しくは地方公共団体又は地域における子育ての支援を行う者が実施する子ども及び子どもの保護者に対する支援。（法第7条）
教育・保育施設	「認定こども園法」第二条第六項に規定する認定こども園、学校教育法第一条に規定する幼稚園及び児童福祉法第三十九条第一項に規定する保育所をいう。（法第7条）
施設型給付	認定こども園・幼稚園・保育所（教育・保育施設）を通じた共通の給付。（法第11条）
特定教育・保育施設	市町村長が施設型給付費の支給に係る施設として確認する「教育・保育施設」を言い、施設型給付を受けず、私学助成を受ける私立幼稚園は含まれない。（法第27条）
地域型保育事業	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育を行う事業。（法第7条）
地域型保育給付	小規模保育や家庭的保育等（地域型保育事業）への給付。（法第11条）
特定地域型保育事業	市町村長が地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として確認する事業者が行う「地域型保育事業」を言う。（法第29、43条）

用語	定義
小規模保育	主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が6人以上19人以下で保育を行う事業。（法第7条）
家庭的保育	主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が5人以下で、家庭的保育者の居宅またはその他の場所で、家庭的保育者による保育を行う事業。（法第7条）
居宅訪問型保育	主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、当該保育を必要とする乳児・幼児の居宅において家庭的保育者による保育を行う事業。（法第7条）
事業所内保育	主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、事業所内の施設において、事業所の従業員の子どものほか、地域の保育を必要とする子どもの保育を行う事業。（法第7条）
保育の必要性の認定	保護者の申請を受けた市町村が、国の策定する客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で給付を支給する仕組み。（法第19条） 【参考】認定区分 ・1号認定子ども：満3歳以上の学校教育のみ（保育の必要性なし）の就学前子ども ・2号認定子ども：満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども（保育を必要とする子ども） ・3号認定子ども：満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども（保育を必要とする子ども）
「確認」制度	給付の実施主体である市町村が、認可を受けた教育・保育施設及び地域型保育事業に対して、その申請に基づき、各施設・事業の類型に従い、市町村事業計画に照らし、1号認定子ども、2号認定子ども、3号認定子どもごとの利用定員を定めた上で給付の対象となることを確認する制度。（法第31条） ※ 認可については、教育・保育施設は都道府県、地域型保育事は市町村が行う。
地域子ども子育て支援事業	地域子育て支援拠点事業、一時預かり、乳児家庭全戸訪問事業、延長保育事業、病児・病後児保育事業、放課後児童クラブ等の事業。（法第59条）
イクメン	「子育てする男性（メンズ）」の略語。単純に育児中の男性というよりはむしろ「育児休暇を取得する」「育児を趣味と言ってはばからない」など、積極的に子育てを楽しみ、自らも成長する男性を指す。

第 2 期玉名市子ども・子育て支援事業計画
令和 2 年 3 月

玉名市 健康福祉部 子育て支援課
公式ホームページアドレス：<http://www.city.tamana.lg.jp/>
